

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和8年6月4日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位並びに当局の皆様におかれましては、ご健勝にてご精励のこととお喜び申し上げます。また、本日は区長会の皆様をはじめ多くの皆様に傍聴いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本会議では5月会議の関連予算の再提案案件に加え、議会改革の一環として県内初となる追跡質問の運用が始まります。関連予算につきましては、町民生活に関わる重要な案件であることから十分な審議を尽くしてまいります。議会として、公平性、透明性、説明責任を重視しながら、町民の皆様の負託に応えるため、真摯な議論を重ねていく所存であります。議員各位におかれましては、紳士的な姿勢の下、建設的で活発な議論をお願い申し上げます。

以上、開会に当たってのご挨拶といたします。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和8年平泉町議会定例会6月会議を開きます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から、令和8年2月分から4月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

40ページをお開きください。

本定例会6月会議説明員として出席する者の職氏名を一覧表にして、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

41ページをお開きください。

定例会3月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付したとおりですので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会議員から一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告をお願いいたします。

一関地区広域行政組合議会議員、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

真竈です。

一関地区広域行政組合議会の報告をいたします。

令和 8 年 6 月 4 日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合副議長、真竈光幸、議員、千葉多嘉男。

令和 8 年 3 月 24 日午前 10 時より、一関市役所議場におきまして第 61 回一関地区広域行政組合議会定例会が開催されました。

付議されました事件は 7 件であり、いずれも賛成多数にて原案のとおり可決されました。

議案第 1 号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

改正の内容につきましては、45 ページから 50 ページの新旧対照表を参照ください。

採決の結果、原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、令和 7 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）であります。

51 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,170 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 3,172 万 7,000 円とするものであります。

内容につきましては、52 ページから 56 ページを参照ください。

採決の結果、原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、令和 7 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

57 ページをご覧ください。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 170 億 2,689 万 6,000 円とし、サービス勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,666 万 6,000 円とするものであります。

内容につきましては、58 ページから 65 ページを参照ください。

採決の結果、原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、令和 8 年度一関地区広域行政組合一般会計予算。

66 ページであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 2,434 万 5,000 円とするものであります。

内容につきましては、67 ページから 104 ページを参照いただきます。

採決の結果、原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、令和 8 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算。

105 ページになります。

事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 170 億 690 万 4,000 円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,302 万円とするものであります。

内容につきましては、106ページから138ページを参照ください。

採決の結果、原案のとおり可決されました。

議案第6号、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事の請負契約の締結について。
139ページをご覧ください。

- 1、工事名、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事。
- 2、工事場所、一関市弥栄字一ノ沢地内。
- 3、工事内容、実施設計、建築工事、電気工事、管工事一式。
- 4、契約金額、233億6,400万円。
- 5、契約の相手方は記載のとおりであります。

請負契約の目的は、新たにエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を設置するため建設工事をしようとするものであります。

141ページに、その位置を示す地図、142ページに建設工事の全体計画、143ページに入札調書を添付しましたので参照ください。

採決の結果、原案のとおり可決されました。

議案7号、和解について144ページをご覧ください。

平成23年の東日本大震災における東京電力原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成30年から令和3年度までに実施したものに係る損害賠償請求に対し、当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターより令和7年8月8日付で和解案の提示があったものであります。

和解案の内容及び金額など詳細につきましては、145ページから150ページを参照いただきます。

採決の結果、原案のとおり可決をされました。

付け加えまして、新たな施設の建設内容について若干補足しておきます。

設計期間が令和8年4月から始まりますが、令和12年の7月までを予定しております。運営期間としましては、令和12年の8月から令和32年7月末までの20年間。施設稼働は40年を予定しているものであります。

予定価格であります、建設費に加えて運営費がありますので、運営費が196億7,000万円、総額で453億1,500万円を今のところ予定しているところであります。

施設の規模であります、24時間の稼働で1日当たり101トンのごみの処理を行うといったものでございます。

以上、一関地区広域行政組合議会の報告は以上であります。

議長（高橋拓生君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長からの行政報告をお願いいたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

151ページになります。

行政報告。

3月7日、東稲山麓地域活性化フォーラムが開催されております。

3月11日になりますが、東日本大震災津波追悼式が盛岡で開催されております。

3月17日、経済講演会及び平泉町企業懇談会を開催させていただいたところであります。

3月25日、I L C講演会が開催されております。

152ページになります。

3月28日、地域おこし協力隊活動報告会2026が開催されております。

3月30日、災害時の協力に関する変更協定が締結されたところであります。

4月に入りますが、4月9日、世界遺産登録15周年記念事業実行委員会総会が開催されております。

4月9日、黄色い羽根配布活動が町内で開催されたところであります。

4月18日、世界遺産登録15周年記念事業開会式が開催されております。

153ページになります。

4月23日、出産祝金贈呈式が行われております。今年度最初の方であります。

4月25日、西行桜の森まつり、4月27日、東稲山麓地域農業遺産推進協議会の総会が開催されております。

5月1日、藤原四代公追善法要が中尊寺、そして毛越寺で開催されております。

5月15日、国道4号一関平泉地区4車線化整備促進期成同盟会の総会が開催されております。

154ページになります。

5月24日、毛越寺で2年ぶりの開催となりましたが、第40回の曲水の宴が開催されております。

5月25日、岩手県政150周年記念式典が盛岡で開催されております。

5月30日、無量光院跡舞台完成記念式典が開催されております。皆様方にも多くの方々に参加していただいたの記念式典となりました。

5月31日、I B C平泉ウォークが町内で開催されております。出発点は遺産センターであります。

6月1日、平泉町原発放射線対策本部会議、そして6月3日、退任民生児童委員への表彰状伝達式が開催されております。2名の方であります。

以上、報告とさせていただきます。

議長（高橋拓生君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、三枚山光裕議員、7番、真竈光幸議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会6月会議の会議期間は、本日から6月11日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から6月11日までの8日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、請願第1号を議題といたします。

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について紹介議員の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋です。

請願第1号でございます。

令和8年5月21日提出ですが、平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願者の住所、岩手県一関市山目字中野130、岩手県教職員組合県南支部。

氏名、支部長、佐々木昭仁。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願であります。紹介議員は、私、高橋伸二、同じく小埜寺享でございます。

3 ページ目をお開きください。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願事項です。

1 つ、国においては、学級編制標準のさらなる引き下げや、少人数学級について検討すること。

2 つ、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、学級編制基準の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

貴議会におかれましては、上記の事項について、関係機関に意見書を提出していただきたく地方自治法124条の規定により請願いたします。

要請先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣となっております。

4 ページをお開きください。

請願の理由でございます。

日本の教育現場は、国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面しています。子どもたちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務です。以上の課題を解決し、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、よりきめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

意見書の内容ですが、1つ、国においては、学級編制標準のさらなる引き下げや、少人数学級について検討すること。

2つ、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、学級編制基準の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

請願内容は以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第4、報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、報告案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙のとおり報告するものでございます。

議案書4ページをお開き願います。

別紙。

令和7年度平泉町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、生活応援商品券配布事業につきましては、翌年度繰越額は3,498万2,002円。財源内訳は、国県支出金3,498万2,002円でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、翌年度繰越額は20万2,000円。財源内訳は、国県支出金20万2,000円でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、緊急銃猟実施事業につきましては、翌年度繰越額は675万円。財源内訳は、国県支出金548万7,000円、一般財源126万3,000円でございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、町道衣関線整備事業につきましては、翌年度繰越額は3,050万円。財源内訳は、国県支出金1,815万円、地方債1,180万円、一般財源55万円でございます。

9 款消防費、1 項消防費、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）事業につきましては、翌年度繰越額は87万5,000円。財源内訳は、国県支出金43万円、一般財源44万5,000円でございます。

以上 5 事業、翌年度繰越額合計7,330万9,002円。財源内訳は、国県支出金5,925万1,002円、地方債1,180万円、一般財源225万8,000円でございます。

以上、報告申し上げます。よろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告は終わります。

ただいまの報告は、議決を必要とするものではありませんが、特に質疑があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第 5、議案第29号から日程第 9、議案第33号までの条例案件 2 件、補正予算案件 3 件、合計 5 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

初めに、6 月会議に先議議案として提案させていただきます議案第30号の条例案件、議案第31号及び議案第33号の補正予算案件につきまして、その理由を申し上げます。

本補正予算案件につきましては、定額減税補足給付金の補完給付に必要な経費のほか、物価高騰の影響を受けている生活者支援、事業者支援など、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を早期に実施するため、必要な予算を計上し提案させていただくものでございます。

今般、定額減税補足給付金不足額給付に係る給付対象者の確認に誤りがあり、本来支給すべき方に対し適切に給付を行うことができませんでした。対象となられた皆様にご負担とご迷惑をおかけし、また議会の皆様をはじめ町民の皆様の信頼を損なう結果となりましたことにつきまして、心より深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

本件は、制度に対する理解及び確認が不十分であったこと、また組織としてのチェック機能が十分に働かなかったことによるものであり、行政運営上、極めて重く受け止めております。

本件に関する町長及び副町長の監督責任を明らかにするため、町長の給与については令和8年7月及び8月の2か月分を20%減額し、副町長にも給料については同じく令和8年7月及び8月の2か月分を10%減額する条例案を併せて提案させていただくものでございます。

今後は再発防止策を確実に実行し、実務レベルでの手順の明確化、各段階における確認の徹底などチェック体制の実効性をさらに確保し、適正な事務執行に努めてまいります。議員各位におかれましては、本件の緊急性及び重要性をご高配賜りまして、本会議初日に先議議案としてご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、条例案件2件、補正予算案件3件、合計5件につきましてご説明申し上げます。

初めに、条例案件2件につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

議案第29号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに特定在留カード及び特定特別永住者証明書の申請交付が開始されることから、コンビニ交付での印鑑登録証明書の交付について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用し、ての交付を可能とするため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書7ページをお開き願います。

議案第30号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、町長及び副町長の給料を2か月間減額して支給しようとするため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件3件につきましてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

議案第31号、令和8年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和8年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,620万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,020万1,000円としようとするものでございます。

次に、議案書21ページをお開き願います。

議案第32号、令和8年度平泉町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和8年度平泉町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,722万6,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

次に、議案書51ページをお開き願います。

議案第33号、令和8年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和8年度平泉町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和8年度平泉町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益91万7,000円。

第1項営業収益2,180万8,000円の減。

第2項営業外収益2,272万5,000円。

第2款簡易水道事業収益34万3,000円。

第1項営業収益814万円の減。

第2項営業外収益848万3,000円。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用101万7,000円。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用44万3,000円。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものでございます。

第1号、職員給与費、既決予定額3,359万4,000円、補正予定額20万円、計3,379万4,000円。

第4条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を6,521万4,000円に改めようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更いたしまして、日程第6、議案第30号、日程第7、議案第31号及び日程第9、議案第33号については、事務手続が急を要するため、ただいまから提案者から先議の申し出がありましたので、これを先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

それでは、日程の順序を変更いたしまして、日程第6、議案第30号、日程第7、議案第31号及び日程第9、議案第33号について先に審議することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第6、議案第30号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書 7 ページをお開き願います。

議案第30号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

参考資料の 3 ページをお開き願います。

議案第30号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明いたします。

本改正条例は、制定附則に暫定措置を講ずるため第17項を追加し、町長及び副町長の給料について、令和 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 2 か月間、現行の給料月額から、町長にあつては100分の20を乗じて得た額を減じた額とし、副町長にあつては100分の10を乗じて得た額を減じた額で支給しようとするものでございます。

減額後の給料月額につきましては、町長にあつては54万7,200円、副町長にあつては50万4,900円となります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

次に、日程第 7、議案第31号、令和 8 年度平泉町一般会計補正予算（第 2 号）について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書9ページをお開き願います。

議案第31号、令和8年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

本補正予算案につきましては、定額減税補足給付金の補完給付に必要な経費のほか、物価高騰の影響を受けている生活者支援、事業者支援など、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を早期に実施するため、必要な予算を計上し提案させていただくものでございます。

議案書10ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金8,121万4,000円。これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

15款県支出金、2項県補助金1,595万8,000円。これは市町村立学校給食費支援事業費補助金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金313万2,000円。これは財政調整基金繰入金でございます。

20款諸収入、5項雑入1,410万3,000円の減。これは小学校給食費負担金でございます。

歳入合計補正額8,620万1,000円。

次に、議案書11ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費38万5,000円の減。これは特別職給料でございます。

3款民生費、1項社会福祉費1,096万2,000円。これには定額減税補足給付金（補完給付）529万円、社会福祉施設等物価高騰対策支援金障害者施設分175万4,000円、高齢者施設分383万3,000円が含まれてございます。

4款衛生費、1項保健衛生費3,853万2,000円。これには省エネ家電買換購入促進費補助金400万円、物価高騰対策水道基本料金相当支援給付金310万9,000円、水道事業会計補助金（物価高騰対応重点支援事業充当分）3,120万8,000円が含まれてございます。

6款農林水産業費、1項農業費2,222万円。これには物価高騰対応農業用機械等整備支援事業費補助金450万円、肥料・農薬価格高騰対策支援事業補助金1,722万5,000円が含まれてございます。

7款商工費、1項商工費1,137万7,000円。これには物価高騰対応事業継続臨時支援金1,075万円が含まれてございます。

10款教育費349万5,000円。

2項小学校費119万7,000円。これは賄い材料費でございます。

3 項中学校費229万8,000円。これは給食材料費負担金でございます。

歳出合計補正額8,620万1,000円。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

11番、升沢でございます。

ただいま先議として提出されました補正予算について伺います。

本補正予算は5月会議において上程され、審議の結果、否決となった案件の再提出されたものであります。前回の会議で指摘した課題がどのように改善されたのか、改めて伺いたいと思います。

まず、14ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節。

1点目は、令和7年度に給付されるべき定額減税補足給付金の算定の誤りにより、129名の該当者に給付されなかったものであります。定額減税補足給付金支給ミスにつきましては、県内では2つの自治体のみということでした。近年の厳しい財政状況の中、国からの交付金は得られず、529万円という金額を財政調整基金の中から捻出せざるを得なかったことは、責任論が伴って当然の事案と考えます。なぜこのような事態が発生したのか、その原因と経緯を改めて伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

今回の定額減税補足給付金の補完給付につきまして誤りがございました。その経緯についてご説明いたします。

こちらにつきましては、令和7年度に実施いたしました定額減税の補足給付金、いわゆる不足額給付につきまして制度要件の適用に誤りがございまして、本来支給すべき一部の方を対象外としてしまったということが昨年度の3月に判明したというようなところでございます。最終的な対象者につきましては129人、追加で給付する金額は529万円となっております。

なお、今回の追加給付に係る財源につきましては、議員のおっしゃるとおり交付金の対象外となりますことから、町の単独財源で対応することとなっております。

原因につきましては、対象者の抽出の際に、本来は不足額給付2の判定にのみ使うべき要件につきまして、不足額給付1の判定にも誤って使用してしまったものでございます。本来であれば対象となり得る方につきましても、一律に対象外として扱ってしまったというようなことでございます。

このたびは、本来支給すべき方に対しまして適切に給付を行うことができなかったことによ

り、対象となる方にご不便をおかけしましたことにつきましては深くおわび申し上げます。また、信頼を損なう不適切な事務処理により多大なるご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

本来、この交付金を活用して対応すべきところで、結果として町の単独財源での対応を要する事態となったことにつきましても重く受け止めているというようなところでございます。本件は制度の適正な理解と確認が十分でなかったことによるものでございまして、行政としての基本的な事務執行に課題があったものと認識してございます。今後はこのような事態を招くことのないよう、適正な事務執行に努めてまいります。

重ねて、このたびの事案につきまして関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことに對しまして、深くおわび申し上げます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

次に、2点目でございます。

16ページ、4款衛生費、1項4目水道費についてでございます。物価高騰対策ということで自家水道利用世帯が対象になっておらず、公平性の観点から、前回5月会議のところで様々な意見が出されました。今回の再提案ではどのように整理し、公平性、透明性を確保するためにどのような議論をして今回提出されたのか、そこについてお伺いいたします。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

5月会議での提案で、自家水を対象としなかったことについてでございますけれども、水道料金が発生していないことや、自家水個々の使用実態や負担状況の把握が難しいことから、自家水を対象としなかったものでございます。

5月会議でのご指摘を受け、公平性を確保する観点から、今回、町水道一般家庭用を使用していない世帯に対し、水道料金の基本料金相当分を支援給付金として給付し、消費の下支えをするものでございます。

世帯といたしましては244世帯、水道減免と同様2,123円を1か月掛ける6か月分ということで、310万9,000円を今回計上しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

二元代表制の一翼を担う議会は、町民の福祉向上と最善の利益のために、当局と両輪となって努力しなければならないとされております。物価高騰など町民の厳しい経済状況の中、町民の皆様にも一刻でも早く国の物価高騰対策事業を実施できることを願いながらも、相次いでいる

行政事務のミスにより行政への信頼が損なわれることを危惧するものであります。

今後、同様の事案を発生させないための組織体制、チェック機能をどのように評価していくのか、このことについて繰り返しになるかもしれませんが、改めてお伺いをしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員からご指摘のございましたとおり、非常に今回の事態は重く受け止めておりますが、再発防止策の具体的な取り組みについてお答え申し上げます。

今回につきましては、制度内容の理解が十分でなかったことに加えまして、給付対象者という確認過程におきまして、複数の職員による確認や管理職も含めて最終的な確認が十分に機能しなかったことが大きな要因であるということで、原因をまず究明しているということでございます。

そして、今回の事案につきましては税務課、一部の担当部署だけの問題として捉えるのではなくて、庁議等も開催して確認はしておりますけれども、全庁的な事務執行体制の課題として、まず重く受け止めてございます。

具体策を申し上げますけれども、まず具体的に国の制度改正とか臨時的な給付事業、こういった事業は複雑かつ短期間での処理が求められてくる事務ということでございまして、これらにつきまして、やはり担当職員任せとせず、制度内容や対象要件、それから確認すべき資料、判断に迷うようなことであれば、そういった事例などを整理した上で、課内とか関係課で共有することを今後徹底してまいりたいというふうに考えております。

次に、事務処理に当たって確認項目を明確にしたそのチェックリスト、こういったものを作成して、その担当者、課長補佐、それから課長というような段階で、それぞれ誰が何をどの資料に基づき確認したかといったものを記録として残る仕組みを徹底することを考えてございます。

また、給付金とか税情報あるいは住民情報といった町民の皆様の生活に影響する重要な事務、これらにつきましては、やはり少数な職員の体制でございますから、担当課のみだけで判断できない場合がございますので、必要に応じて税務とか、あとは福祉、総務、こういった関係課と連携して複数の視点から確認を行う体制を取ることが必要であるというふうに考えております。

また、職員に対しましては、職員研修の中で制度理解の重要性でありますとか、それから確認事務の基本、ミスを個人の注意力だけに頼らない組織的なチェックの必要性について改めて徹底したいということで、マニュアルを作るということをどの事務処理においても今は必要だということで共有しておるわけでございますけれども、その辺を徹底してまいりたいと思います。

特に今回のような給付金事業、法令とか国の通知に基づく事務処理とか個人情報扱う事務、それから町民の皆様への給付や負担に係る事務については、管理職を含めた研修や注意喚起を

行って、職員一人一人の意識向上も図ってまいりたいというふうに思います。おおむねそのようなことで取り組みを進めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

2 番、千葉多嘉男でございます。

14ページ、同じく升沢議員が質問した内容について、お聞きしたいのでございますが、今、総務課長が事務処理の誤りの防止策としてチェック体制の強化を行うということで具体的な話をされました。その中で、チェック体制を行う際に副町長の役割はどういうふうな考えを持っているか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

今、総務課長のほうから申し上げましたけれども、やはり庁議の中で確実に今回のことも含めてですが、これまでもミスがあったその都度、情報共有をして、複数体制、その担当者だけではなくて、そのチェックをして、そのマニュアルを確認しながら今までもやってきたところであります。

今回については、国の制度の関係で期間が短いということもありますけれども、かなり税法上の複雑な分類をしながらやっていくというふうな過程もあります。ただ、やはり、そうした中でそれぞれの関係課、担当課だけではなくて、情報共有できる部分を一緒に改善しながら対応してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次、16ページの4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目水道費、18 節負担金補助及び交付金の、先ほども升沢議員が質問いたしました件でございますが、支給給付金につきましては理解いたしましたが、対象者への給付方法についてはどのような方法で給付するのか、お知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

対象者への給付方法でございますけれども、申請主義で申請していただきまして、それを口座振込を聞きまして、そして振り込むような形としております。

申請主義とする理由についてでございますけれども、水道契約者情報のみでは空き家や長期不在住宅、施設入居者の状況など、実際の居住実態や給付要件等を正確に把握することが困難

な場合があること、また水道を利用していない世帯については、行政が保有をしている情報だけでは対象要件が十分に確認できないことから、申請時に必要書類を提出いただき、居住状況や給付条件を確認する必要があると思いますので、給付対象者に適切に確認し、適正に給付を行うために申請主義としたものでございます。

議 長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、対象者の方への周知方法はどのような方法で周知するのか、お知らせ願います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

周知におきましては、広報紙や町のホームページ等を活用し周知に努めたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

広報紙とかホームページだけでは、やっぱり隅々まで周知が行き届かないとは思いますが、それ以外に何か考えはございませんか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

防災無線のほうも活用したいと思っております。ただし、通知につきましては水道契約者の情報と住民基本台帳の整合が取れないことも予想されますので、紙による周知のほうは、なかなか難しいのかというところで考えているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

やはり周知されない住民の方、町民の方もおると思いますので、ある程度その辺は町のほうで情報を張り巡らせて、そういった方の落ちがないような取り組みをしていただきたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。あと何人ぐらい質疑ございますか。

あとお2人ですね。

では、ここで一度休憩に入ります。

休憩 午前11時02分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

引き続き質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

大きくは2つの点についてお伺いします。

1つは、先ほど同僚議員が質問していますけれども、いわゆる物価高騰対策としての支援給付金の支援扱いです。いわゆる町水道を利用されていない、いわゆる俗にいう自家水を使っている世帯に対する支援なのですが、先ほどの答弁を聞いていますと申請主義だと、こういう答弁をされました。これは極めて後ろ向きの支援ではないでしょうか。申請主義にした理由を、町として水道に関わる台帳などを含めて情報を詳細に把握できないからだと、このように述べられました。私は、この平泉町に住んでいる6,000何がしの皆さんが、それぞれ納めた税金が公平公正に住民の下に還元をされる、そのための行政の執行でなければならないと、このように考えるのです。そのように考えたときに、この申請主義、これはやっぱりきちっと改める必要があるのではないですか。

さらに、どのような関係住民に対する世帯に対する周知をするのかということに対する答弁は、町のホームページだとか広報を通じて行くと。さらに聞かれれば防災無線を通じて行くと、このように言いました。やっぱりそうではなくて町水道を利用していようがいまいが、自家水道利用であろうが、世の中の物価高騰の荒波の中で受けている影響というのは皆、平等なのです。したがって、そういう意味では、支援する金額も町水道を利用されている方と同額なわけですから、試算しているのはね、きちっと漏れのないように把握をする取り組みが必要ではないですか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

いずれ、住民基本台帳と給水契約者情報等を照合しますけれども、この情報での照合が難しい場合も考えられますので、申請主義、申請時に必要書類を提出いただくということ、それで居住状況等を確認したいということでございます。

また、周知につきましては、班回覧等も追加したいと考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

予算化されているのが、いわゆる自家水道世帯244世帯、この244世帯というのは、どのよう

にして調べて、この244世帯に対する個別の対応というのは考えられませんか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

244世帯の算定根拠ですけれども、4月1日現在の広報掲載世帯2,595世帯から、水道の減免世帯、4月調定分の2,351件を差し引いた244世帯でございます。

予算上といたしましては、この244世帯として計算しておりますけれども、先ほども申したとおり、住民基本台帳や給水契約との照合等が必ずしも一致しないことが考えられますので、そこは難しい状況にはなりますが、予算上としては244世帯を計上しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

この件につきましては、前5月会議において様々な意見をいただいて、それで内部で検討して、今、建設課長が述べたようにマックスで、今、予算措置をしております。それで、それぞれの事情が、住所だけあって、ほかにいる方とか、あるいは先ほどの空き家のこともありますし、使っていない方もいたり、使っていないというか、町水道以外の方の中には本当に様々な方々がいるので、それを一人一人チェックをして通知を発送するというふうなやり方は、ちょっと難しいと、物理的に。それで町水道のほうについては免除という形ですので、それはこちらのほうでできるわけですけれども、それ以外の方々についてはこちらで把握できないということで、そうであれば周知を今、さらに班回覧も含めてというふうな形もありますので、可能な限り周知をして申請していただくということでご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

今日、行政区長さんがそれぞれこの場におられるわけです。そういう行政区長の皆さんのお力をお借りをするということも、皆さんが詳しい実態は分からないということを引きつつ補完できる体制ではないですか。ぜひ今日おいでの行政区長さん、しっかりと自分の行政区内で、自家水で生活水を賄っている家庭を把握をしていただいて、そうした方々に滞りなく町からの支援金が届くような取り組みについて、ご協力をいただければというふうに思います。

そこで次に伺いますが、いわゆる自家水を利用されている方々の申請主義でやるための申請期間というのは、いつからいつまでを想定されていますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

申請期間、今これから要綱を策定をするという段階でございますけれども、申請期間は今考えているのは、水道料金が減免される期間終了後半月程度ということで、1月15日程度を見込

んでございます。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

ぜひ、それぞれの皆さんの知恵と力をお借りをしながら、疎漏のないように対応していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

いわゆる国から交付をされた交付金のうち、ヒューマンエラーで529万円を返してしまった、この問題についてです。今回、町長、副町長の給与の減額提案がありました。それは管理監督責任者として極めて当然のことであって、そういう条例改正の条例を提案したから事済むという問題ではないと、このように私は思います。

なぜか。この直近3年間、令和6年度で3件、令和7年度で3件、令和8年度、この2か月間で1件、同様の不祥事が発覚をしたわけです。そして、その都度、チェック体制の強化をすとか確認体制の強化をする。あるいは事務処理マニュアルを作成する。このように言われてきています。しかし、そういう再発防止策を講じると言いながらも、同じ年に3件、3件と2年続けて出ているのです。これは役場全体のガバナンス、いわゆる統治管理の問題、そしてコンプライアンスの問題がぬるくなっているのではないですか。だから、どのような対策を講じても、そのことが末端の職員にまで徹底されない。

先ほどの副町長の答弁では、その都度、庁議を含めて議論されている。総務課長の答弁では職員の研修をやる、こう言っている。3年もかかって、まだ、その段階なのです。一体、今までやってきたチェック体制の強化や確認体制の強化、これに今までの取り組みに問題、間違いがあったのではないですか。いみじくも先ほど税務課長は事務執行に課題があったと述べた。課題があるのだったら、その課題をきちっと解決するための対策、原因と対策を示さなきゃいけないと思う。そういうものが示されないで今までやってきたのと同じような対応を継続するとしか言っていない。3年間で7回もやっているのだから、もっと真剣に考えてくださいよ。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員のご指摘のありました事務処理ミス、この近年で複数回起きているということはご指摘のとおりですが、直近ではない過去の事務誤りが現在発覚したことも含めて、今申し上げられた数字の件数かというふうに把握してございます。

それで、再発防止策につきまして、先ほど取り組みについて申し上げました。その中で先ほどの税務課長のお話、答弁の中で、もう少し具体的なことを申し上げますと、先ほども私、触れたのですが、繁忙期とかいろんな今回の事務処理が繰り返し起きることの要因が、やはりこの短期間で事務処理を行わなければ駄目だというような、いろんな交付金関係の事業が続いて

いる中で、その制度の理解が不足していたりとか、そういった把握が十分ではないといったようなところですので、限られた人員の中で、やはりその担当者任せにすることではなく、場合によってはその繁閑を確認して、1つの課だけでは取り組めない場合もございますので、そういった場合は各課で連携して取り組む、つまり応援体制を組んで執行していくというようにすることが必要だということでございます。

ですので、そういった場合に備えて担当課長が、今の体制では難しいといったような相談を早期に人事を担当している総務課のほうに報告もらいまして、必要に応じて庁内応援体制や業務分担の見直しを行っていくといったようなことが、やはり無理のない事務執行体制の確保にもつながると思います。そういったことをまずは行うということで、職員の意識、先ほどコンプライアンスというお話ございましたけれども、制度の理解が十分ではないということと、またコンプライアンスというようなところは、結果としてはそのようなことかもしれませんが、法令遵守に関しましては、やはり制度、法令を十分に解釈して執行するというのは、私ども地方公務員の基本ですから、その辺は徹底してまいります。今の申し上げたとおりですので、事務執行については無理のない体制を組むということが、まず必要だということで、通常の業務の中で、さらに今回のような給付金事業が発生している事案がありますので、その辺は緊急的に応急処置的に各課で連携して体制を組んで対応していくということで乗り越えていきたいなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

繰り返し起きる要因が制度などの理解の不足があるのだと、このように言われました。岩手県内33の自治体がありますがけれども、平泉は突出しているのではないですか。例えば今度の町長、副町長の給与減額に至った支援策については、33の自治体の中で同じような誤りをしたのは2つの自治体しかありません。平泉のほか、あと1個だけです。

ところが、いずれの自治体においても、業務に必要な職員の配置というのは適正、的確に行われているはずなのです。平泉だけが少ないというわけではない。そうすると、どこにどのような課題があるのか、問題があるのかというのを、やっぱりしっかり掘り下げてみる必要があると思うのです。

それは、やっぱり一番に考えなきゃいけないのは、職員に対する研修あるいは教育です。こういうことがしっかり求められてくる。今から10年前に平泉町は新たな職員管理のシステムを導入しましたよね。そのシステムをきちっと活用しているのですか。あのシステムの基本的な構造というのは、年度を2つに分けて、前半の年度では自分に与えられた業務の中でどのようなものをどのように取り組むと、こういう職員一人一人、個々人の目標をきちっと明示をさせて、それを中間点で管理職が聞き取りをしながら評価をする。不足している部分については指摘をしながら、残り後半6か月に向けて、それを克服するような教育方針を含めて取り組み目標を明示をさせる。そして年度末に、それがどの程度達成できたかというのを評価をする方向

をもって職員の人事評価を行うと、こういうシステムではないですか。なぜそういうものをきちっと管理職の皆さんが活用して、こうした問題にも対応できないのですか、しないのですか。せっかく導入したそういう職員管理システムなのだから、もっと有効に使うべきではないですか、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員がおっしゃられたのは人事評価システムといいますか、そういったことであるかというふうに思いますけれども、まず平泉町の総合計画あるいは実施計画等に基づいて、それぞれの組織が年度の業務目標、組織目標を設定する中で、そこにそれぞれの職員が個別の業務目標を設定し、それを進捗管理するというのが管理職の役割ということで、今回の件とも関係しますけれども、ガバナンスというようなところでいきますと、やはり管理職の進行管理がうまく機能していないというようなところがあるかと思いますから、十分でないというようなところがあると思いますので、その辺は管理職の評価、人事評価というのは、副町長もしくは教育委員会は教育長が行っておりまして、そういった中で管理職についても、その進行管理をしっかりとチェックしていただきながら、まず管理職自身は職員の業務の進行管理をしっかりとチェックしまして、今回のような事案を再び招くことのないように取り組みたいというふうに思います。

ですから、単に注意を徹底するというのではなくて、その業務管理の中でどのように具体的に進めていくかというようなところで、先ほど申し上げた手順書を作るとかチェックリストを作って、それでしっかりとその業務の進捗状況を管理していくといったことの基本を再度、全庁挙げて取り組むというか、徹底していくというようなところと、あとは教育というお話もございましたけれども、事ある機会に行財政改革推進委員会等も開く中で、いろいろ職員の意識改革については、研修も各種の必要な研修をその都度行ってきておりますけれども、特に初任者と課長補佐向けには、毎年定期的に特別な研修を行っておりまして、そういう中で今のような事務処理のミスが頻発していることの問題点を踏まえて、しっかりとその辺の職員の意識改革、それから資質向上、こういったものを図って、組織全体として適正な事務に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

これでやめますけれども、いわゆる人事管理システムそのものの目的というのは、職員一人一人が持っている個性や能力、そういったものをしっかりと引き出し、その中からさらに成長させていくという大きな目的があるのです。そして、職員が日常業務を通じて努力が不足していると思われる点については、管理職がこのように取り組んでいくことによって、このように是正されるのではないかというアドバイスをしていくためのシステムなのです。ぜひ、今、

課長答弁されましたけれども、そういう内容を含めて、しっかりと有効活用していただくことを求めて発言を終わります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

その件で私も反対をいたしました。今日、区長の方々もお見えで、なんで議会、そういうふうになったのだという話も5月会議以降ありました。私は5月会議で、まず複雑怪奇な制度だということで国の責任も大きいのではないかと。期限が過ぎたから自前で町が払えというのはおかしいという話をした。

同僚議員は今回の今日の議論でもありました複数でチェックするとか、それは過去の税務署の誤りのときも繰り返された議論なので、組織として問題があるのではないかと同僚議員も言った。それから、ガバナンスの問題とか、529万円の件は、どう穴埋めするか議論したのか、こんな議論があったわけです。

それで今日、大方同僚議員の皆さんが質問したので、それでいろいろ課題あって、この1か月どんな議論したのだと聞こうと思ったら、いろいろ検討を重ねてきたということが分かりました。

それです。やはり根本的には職員の認識の問題もあるとは思いますが、やっぱり職員不足というの、ずっとこの間、自治体減ってきて課題となった。あの東日本大震災のときに、そのことは改めて鮮明になったわけです。とすると、先ほど総務課長の答弁の中でありました。本当に人が足りないというときに言ってもらえればというような発言、答弁だったと思います。それでは駄目なのではないのかなというふうに思うわけです。

今、国では、新たな交付の仕組みも検討しているようです。そうすると、また、とりわけ税務課は、時期によっては、また大変忙しい、そこに振り回される、そういう状況になると思うのです。ですから、そうではなくて、常にそういった各課なり、とりわけ税務課でしようけれども、今回の議論のところは。きちんと人の手当てもするということが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員のご指摘は、総体的にいろんな国の事業等も追加になっている中で、人的体制を整えていくのに総体的に職員が不足しているのではないかとというご指摘だったかと思いますが、まず方向性といたしまして、昨年度、第6次行政改革プランを定める中で、職員の向こう5年間の定員適正化計画を定めております。少子高齢化による人口減少、平泉町もやはり人口が減っている中で、職員数が他の自治体、同規模の自治体、産業分類というか類似団体といいますか、そういったところとの比較、そして現在の平泉町の特異性、例えば世界遺産を有して文化

財の関係に係る人が必要だというような特異性等も考慮しながら、向こう5年間の定員管理の計画をつくった中では、今より増やすような見込みの計画にはなってございません。それをどうやって補うのかということに関しましては、いわゆるDX、業務を一から見直して、このデジタル化の波の中で業務の効率化を図り、そして今まで3人で対応していたところを2人、それだとあまり極端ですから5人で対応していたものを4人で対応できないとかといったようなことも、根拠を持って行うために、今年度、業務改善、業務プロセスの見直しを行う予定でございます。いわゆる民間では既に行っているBPRというものですけれども、BPR、BPMといったようなものなのですけれども、そういった中で1つの業務に対してどれくらいの時間がかかって、どれくらいの人数が必要かといったようなところを深く掘り下げて各課で集約していく。これは相当時間がかかるかもしれませんが、いわゆるDXのワーキンググループ会議を今年度も1回目開いておりますけれども、開く中で、今年度の重要な取り組みの一つとして提示して協力して取り組むことにしております。そういった中で、業務改善を図りつつ職員の定数の適正化というか適正配置、これらも行っていくということでございます。

ただ、今すぐ問題となっているのは、では今の給付金、いろんな経済対策、物価高騰対策に対しての職員の体制はどうするのかということかと思っておりますけれども、それはやはり先ほど申し上げたとおり、応急的に今いる中でのプロジェクトチームというような形式であろうか、あるいはその応援体制、複数の課での応援体制を組むといったようなことで対応してまいりたいということでございますので、根本的には職員の不足ということに関しましては、第三者的にそのように見えるかもしれませんが、この人口減少、町の人口が減っている中で職員数を増やしていくというような状況にはなく、行財政改革の中でいろんな見直しを図る中で事務事業の見直しとか、そういった中で本当に行政がやるべき仕事なのかといったようなところの検討も含めて、今、取り組んでいるところでございます。それによる経費の節減と併せて、先ほどの財源のお話もございましたけれども、今年度は既に行財政改革推進委員会を開く中で、前年度比の人件費を削減するべく時間外の数減らすというような目標を掲げて、各課共通の取り組みとして確認したところでございますので、結果としてそれが経費節減ということでつながればいいかなというふうに思いますし、さらには新しい財源確保ということで、歳入確保についてはプロジェクトチームを別途編成しまして、定期的、継続的に歳入確保、遊休資産の活用であるとか、あるいはガバメントクラウドファンディングの導入であるとか、そういったことの取り組みを行革プランの中に定めて、しっかりと計画的に進捗管理を行って取り組んでまいります。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今日び、議会ではDX、DXと度々出てくるわけですがけれども、それはやはりさらなる職員減らし、そうすると一方で労働強化というような裏腹の部分があると思うわけです。それで、さっき言ったように、今、国では新たな交付金かなんか、今、制度を議論中ですがけれども、こ

れももう間もなくそういったことも、また自治体に対応が求められるわけです。ですから、それはやっぱり今から準備をしておくということが必要です。

私からも水道のほうです。やはり調べればすぐ分かると思うのです。やっぱりそこから問題があるのかなと思いますので、しっかりとちゃんと物価高騰対策ですから、支援が届くようにしていただきたいということを申し上げて終わりとします。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

次に、日程第9、議案第33号、令和8年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書51ページ、議案第33号、令和8年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

53ページをお開きください。

令和8年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書。

項目同額の場合は、目の補正額で説明いたします。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款水道事業収益91万7,000円。

1 項営業収益、1 目給水収益2,180万8,000円の減。

2 項営業外収益、3 目他会計補助金2,272万5,000円。

2 款簡易水道事業収益34万3,000円。

1 項営業収益、1 目給水収益814万円の減。

2 項営業外収益、3 目他会計補助金848万3,000円。

収入合計126万円。

54ページをお開きください。

支出。

1 款水道事業費用101万7,000円。

1 項営業費用101万7,000円。

4 目業務費91万7,000円。

5 目総係費10万円。

2 款簡易水道事業費用44万3,000円。

1 項営業費用44万3,000円。

4 目業務費34万3,000円。

5 目総係費10万円。

支出合計146万円。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援事業として、町水道使用者を対象に水道料金の基本料金を6か月分減免するための補正であります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第5、議案第29号及び日程第8、議案第32号の町長から説明のあった議案につきまして、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第29号及び日程第8、議案第32号の条例案件1件、補正予算案件1件、合計2件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第10、追跡質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

質問及び答弁は、自席で発言をお願いいたします。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、千葉多嘉男議員、質問願います。

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

2番、千葉多嘉男です。

令和7年6月会議において、空き店舗対策事業について一般質問させていただきましたが、そのことについて追跡質問をさせていただきます。

大規模改修が必要な空き店舗もあり、改修支援資金も含めた具体的な補助事業内容を検討するとの答弁に対する今日までの検討経過と現状について伺います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、千葉多嘉男議員からの質問にお答えをいたします。

空き店舗対策事業についての追跡質問がありました。町内の空き店舗は年々増えていると認識しており、商工業振興や観光振興にも影響があり、町にとっても重要かつ喫緊の課題となっ

ております。町では商工会と支援策の検討を今日までも重ねてきましたけれども、「空き店舗等対策事業補助金」の拡充を図り、これまでの家賃補助に加え、空き店舗の改修費に対する補助も追加し、今年４月１日から施行したところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

２番、千葉多嘉男議員。

２番（千葉多嘉男君）

それでは、再質問をさせていただきます。

これまでの家賃補助と新たに拡充した空き店舗の改修費補助金の内容を詳しく教えていただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

これまでの家賃補助につきましては、賃借料の２分の１に相当する額を補助するもので、月額の上限が３万円となっており、期間は１２か月の１年となっております。

新たに拡充した空き店舗の改修費補助につきましては、改修費用の２分の１に相当する額で、上限が３００万円となります。なお、中心市街地でありますメイン通りであります中尊寺通り、毛越寺通りにつきましては、改修費用の４分の３に相当する額とし、上限を同じく３００万円としたところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

２番、千葉多嘉男議員。

２番（千葉多嘉男君）

補助金を活用していただくためには広く周知が必要と考えますが、周知方法についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

周知方法につきましては、町のホームページにも掲載しておりますし、新聞への掲載もしたところでございます。加えまして、補助金の一覧表というものを作成しておりまして、企業懇談会ですとか、あと創業支援ネットワーク会議などのあらゆる会議で広く周知を図ったところでございます。

なお、随時商工会へも周知をしておりまして、会員の皆様にも積極的に周知をしているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

中尊寺通り活性化に向けて地域おこし協力隊を新たに配置したと聞いておりますが、今後どのような取り組みをしていくのかお伺いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今回新たに地域おこし協力隊を配置したわけでありますけれども、当町では初となる民間企業等雇用型ということで、今年の5月1日から雇用されているという状況でございます。今年の3月まで地域おこし協力隊の隊員でありました河野綾華さんが経営する株式会社あがらい、中尊寺通りにありますけれども、これの社員として雇用されており、新たな地域おこし協力隊は、今年の春の藤原まつりにおきましても積極的にお祭りのお手伝いをするなど活動していただいたということでございます。

今回のプロジェクトにつきましては、中尊寺通りスタートアップラボプロジェクトとなっており、民間雇用ではありますけれども、町はもちろん、地域との連携した取り組みを展開し、中尊寺通りでのイベントとかワークショップなどを開催しながら地域と交流を図り、地域とともにどのような通りにしたいか考えるきっかけづくりにしたいというふうに考えております。

また、地域資源を生かした観光交流発信の仕組みづくりを行いながら、関係人口や交流人口の拡大に努め、滞在型観光の推進を目指してまいります。

さらには、空き家、空き店舗を活用した事業等の企画運営なども手がけていただきながら、空き店舗等の解消につながるような取り組みを展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最後になりますが、空き店舗対策事業の拡大につきましては前向きに対応していただきありがとうございました。補助内容の拡大により、新たな出展や地域のにぎわい創出の期待がさらに高まりました。今後とも地域経済の活性化と持続可能な発展を目指す取り組みを進められるようお願いいたしまして、追跡質問を終わらせていただきます。

議 長（高橋拓生君）

これで千葉多嘉男議員の質問を終わります。

続きまして、通告2番、高橋伸二議員、質問願います。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私の追跡質問については、既に通知してありますように、令和7年6月会議において、小学校、中学校の教材費などの保護者負担の実態についていただきました。それに対する町長答弁及

び教育長答弁も、かかる費用の軽減策について検討する、あるいは支援の在り方を検討するという答弁であったわけですが、ほぼ1年経過をした今日時点でどのようになっているのか、検討経過と現状をお伺いします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

小・中学校の教材費等の保護者負担の実態についての追跡質問がありました。

初めに、第3期子ども・子育て支援事業計画において、経済的な支援の充実の取り組みの現状についてお答えします。第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世帯への経済的な支援の充実の取り組みとし、令和8年度において出産祝金を継続し、子育て世帯への経済的支援を実施しております。

次に、子育てにかかる費用の軽減策について検討を進めていく必要性についての検討経過についてお答えします。子育てにかかる費用の軽減策として、中学3年生の生徒を対象に、高校入学準備費用に対する補助について調査検討を行ってきました。しかしながら、事業実施には至らず、今後は制度設計の見直しを実施し、財源の検討を含め、新たな経済的負担軽減策を一体的な施策として位置づける中で検討、精査してまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えいたします。

小・中学校の教材費等の保護者負担の軽減の在り方につきまして、これまでの検討経過と現状についての追跡質問がありました。これまで教育委員会では、教材費等の見直しのほか、保護者負担から公費負担に移せるものはないかなど、教材費の保護者負担軽減に向けて学校と協議を重ねてまいりました。その中で、具体的な支援策として、例えば小学校低学年で使用している算数セットを学校備品として公費により一括購入することなども検討を進めてきております。現在、算数セットのみを対象とすることの妥当性や、ほかの教材との公平性、学校備品としての活用方法など、整理すべき課題が明らかになってきたことから、今年度の予算化には至りませんでした。今後、公費負担の考え方や制度設計について具体的な支援ができるよう検討し、精査してまいります。

なお、教材費への財政支援につきましては、義務教育無償の原則を踏まえつつ、子どもの総合的な支援策の一つとして学校や関係課と連携し、平泉町独自の取り組みとして全ての子どもが平等に教育を受けられる環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

子育て支援課の課長、本年度 4 月に替わられました。そこで確認のためにお伺いするのですが、令和 7 年度 6 月会議の私の一般質問の質疑内容の議事録はお読みいただけたでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

令和 7 年 6 月会議の高橋議員の一般質問につきましては、全て確認させていただいております。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうすると、昨年 6 月に当時の担当課長が答弁をされた内容が、令和 8 年度の第 3 期子ども・子育て支援計画に基づく事業の中での取り組みにつなげるということが全く実施をされていないと、このことはそのとおりにお認めになりますよね。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

先ほどの町長の答弁にもございましたが、令和 8 年度につきましては予算化のほうには至らなかったところでございます。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

問題はそこなのですよ。私どもがなぜ追跡質問を平泉町議会、岩手県で初めて導入したかという意義は。やっぱり議会は二元代表制の一翼で、町長も住民の選挙で町長に就任をされている。我々も住民の選挙を受けて議会でこうして議場にいるわけです。

そうすると、議会の任務というのは、執行権を持たないだけに、行政側、執行側が行う行政執行の実態を常に監視をしながら、そして悪いところは改め、よいところはお互いに協力し合っていく、これが本来あるべき議会の姿だろうというふうに思うのです。

ところが、今答弁ありましたように、昨年 6 月会議で取り組むべき方向性を担当課長が示しているにもかかわらず、そのことが全く反映されない。町長答弁では、中学 3 年生の高校入学に係る課題について云々という答弁です。私が 6 月に議論したのは、小学校、中学校の生徒を抱える保護者世帯の隠れ教育費といわれるものを中心とした経済的負担をどのように軽減をするのか、このことがポイントだったわけであります。したがって、そういう意味では、町長答弁は来年度予算に向けて、そのことを改めて精査をされるごとくに伺いました。

そこで町長にお伺いしますけれども、今、隠れ教育費というのが社会的な認知を受けている

わけです。そして、隠れ教育費の実態を研究されている、そして発表されている多くの学者がおるわけでありますけれども、町長は本町における隠れ教育費の現状認識をどのようにお持ちなのか伺います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

追跡質問の意義については先ほど議員からおっしゃっていただきましたが、私が述べる部分では、様々な資料は私も目を通させていただいております。そんな中で、今回令和8年度と、当時の答弁ではそのとおりなのですが、その中では、例えば小学校でも中学校でもそのときだけの、部分だけのよりも、むしろ生まれたときから、まさしく子育て支援から、そして高校まで、やっぱり系統的にやっていったほうがいいのだろうという議論になっていた部分もありまして、そういった意味では、今議員がおっしゃっている隠れ教育費のみならず、系統的に子育て支援を、きちっと将来を見据えながら、部分部分を取り出すのではなく、系統的にやっぱりやっていく。まさしく先ほど教育長の答弁にもあったように、各課がある程度連携しながら、取り組む内容をしっかり精査して、子育て支援課のみならず、横断的に連携を取りながら町としてこういうふうに支援していくというスタイルをしっかりと作り出していくことが大事ではないかという議論になっているところであります。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

今、町長の答えは、いわゆる第3期子ども・子育て支援事業計画の中で位置づけている物の考え方なのです。それはそのとおりですから、それを否定するつもりは毛頭ございません。ですが、昨年6月の小学生、中学生に対する隠れ教育費の実態を軽減をする、経済的負担という部分の議論とは相入れないものなのです。

改めて議事録を読み砕いていただきたいのですが、結局、子育て支援課も、いわゆる今日の小中学生を抱える父母の経済的窮状状況については、町民に対するアンケート調査結果を行ったことをデータを基にして極めて深刻な事態だというふうに言っているわけですよ。そのことが町長の認識の中にどれほどあるのかということを実は伺いたかったわけですが、答弁を避けられましたから、これ以上は言いません。

先ほど教育長の答弁の中で、いわゆる学校備品の財産化などを含めて、軽減できるところについてはそれぞれ検討をしてきましたと。しかし、最終的には、財政的な支援が町当局からなされなかったと、こういうことだと思うのですよ、答弁を聞くと。

そうすると、教育委員会に係る全ての予算というのは、教育委員会部局は自ら歳入を確保するすべがないわけですから、必然的に町の一般財政の中から支援を受けなければいけないということになるわけです。そうすると、いわゆる町長部局の皆さんが、教育委員会が考えて、このことが、経済的窮乏に陥っている生徒児童を抱える保護者世帯の救済につながるという認識

を持てるかどうかというのが、令和9年度の予算措置をめぐっては極めて大切な課題なのですよ。

したがって、もう一度総務課長に伺いたいのですけれども、総務課長はこの隠れ教育費の実態改善に向けて教育委員会が取り組もうとしていることについてどのようにお考えですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今議員からお話のありました隠れ教育費への問題意識というのは当然持っておりますが、教育長の答弁、先ほどございましたけれども、具体的に昨年、令和8年度の予算折衝におきまして、私も町長、副町長と同席して、予算の要求ヒアリングを直接的に受けておる立場ですから、経緯については掌握しております。算数セットを学校備品としてそろえたいというような教育委員会の考えが示された中で、答弁にもございましたけれども、特定の教材だけを対象としていいのかといったようなこととか、それぞれ小学校でいえば6学年、中学校でいえば3学年あるわけですから、どの時点で、どういった教材をそういう隠れ教育費の支援という形で、町民の皆様へ支援を、本当に必要としている部分に財政を投入したいというようなところの折衝の中で、もう少し具体的な検討が必要だというふうになりました。ですので、今年度そういった調査、学校とか保護者とか、いろんな調査を行う中で、再び予算の要求があった際には中身を十分精査させていただいて、来年度に実現していくというふうなところが必要であろうというふうに思います。そういったところは各課情報を共有しながら、予算化に向けて取り組みを進めていくということが必要であるというふうに考えます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

揚げ足を取るつもりは全くないのですけれども、問題意識は持っている。そのことは大事にしてほしいのですが、教育長が話したのは、特定の教材の問題だと言っているわけですよ。ところが、6月議会での質疑を踏まえて教育長が検討されたというのは、直近のところで手っ取り早くできるものはそういう内容だというふうな検討をされたというふうに思うのですよ。なぜかという、6月議会の私の一般質問の参考資料として示した分析資料、データがございますよね。ああいうものを見えてもらえれば、手のつけやすいところというのはすぐに分かるわけなのです。

ただ、そういった問題だけではなくて、就学援助制度などを含めて、その他の現状をしっかりと分析をして検討をするというふうに答弁されているわけだから、だとすれば、令和8年度予算要求のところで出されてきたのが、備品の学校共有化という問題点一本に絞るのではなくて、教育委員会全体として、仕上げの段階でどういったことをやりたいのかということまで含めて、しっかりと課の枠を超えて、打合せをしながら積み上げていくということが極めて大事になっているのだろうというふうに思います。

いずれ、今は課長が話した最後のくぐりの答弁も、前子育て支援課長が話した言葉とほぼ同じ内容なのです。ところが、残念ながら令和８年度の予算要求の中では、教育委員会が父母の軽減策を考えても、それを実現するための自ら確保できる財源的、財政的力がないものだから、収入がないものだから、そこでは勢い、町長部局、町の一般会計からの支援を受けざるを得ない、頼りにせざるを得ない。だから、私は町長に対して、隠れ教育費に対する認識はどのようにお持ちですかというふうに伺ったわけです。

お金を持っている町長部局のほうが、隠れ教育費の現状と、子どもを抱えている、生徒を抱えている家庭、世帯の経済的実態というのをしっかりと理解をされないと、教育委員会が考えている改善策、そして町が第３期子ども・子育て支援事業の中で考えている事業とタイアップをしていかないということなのです。ぜひ、この令和８年度の補正予算を含めて、令和９年度予算にはしっかりとそうした教育委員会の改善策、それはほかでもない、子どもを学校に通わせている親御さん世帯が皆共通して思っている願いですから、そういう体制を取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

一つだけ誤解されるといけませんのでお話しさせていただきますけれども、教育委員会から要求があった、私のほうは予算権を持っているという、そういう部分での施策の確立ではございませんので、その部分ではご理解賜りたいというふうに思います。

その中で、教育委員会から、内部で先ほどの答弁のように教材で出てきましたけれども、教材のみならず、まさしく議員が主張する隠れという部分があるわけですから、そういった部分を、ではこの部分もだし、これはどうなのか、これもどうなのだとなるときに、やっぱりトータルでやっていかなきゃならない。それは、現場のお話も聞いているからであります。先ほど答弁にもありましたから。

だとすれば、教育委員会として、もっときちっとした議論を詰めた段階で、まさしく学校現場にも分かるように、また皆さんにも分かるように、しっかりと予算組みをしていかななくてはならない。だとすれば、今取りあえずこれをやるという状況でなく、むしろトータルで今後こういうふうな形で支援を、そしてフォローをしていこうと。そして、家庭の負担も少なくしていこうと。そして、義務教育に見合う、まさしく公平的に教育が受けられるような、そういう体制をしっかりと町としてつくる、それが大事なところだということが、最初に私が答弁した部分と、そういった部分でありますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

８番、高橋伸二議員。

８番（高橋伸二君）

教育委員会の議論を詰めてほしいということと併せて、そのことを受けて、家庭を支援をす

る、フォローをする、そういう体制づくりをするという町長の答弁をいただきました。ぜひ未来志向の立場、考えに立って取り組んでいただきたいことを求めて、追跡質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

続きまして、通告3番、三枚山光裕議員、質問願います。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

昨年6月、令和7年ですけれども、一般質問で補聴器購入への補助を求めた質問についてです。

私の当時の質問の中で、新たな提案ということをしました。青木町長は、そのとおりだというふうに思います、検討するという以前に、今の提案あった内容をしっかり精査しながら考えさせていただきますとの答弁でありました。その精査の内容について伺います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

補聴器購入への補助について、その後の精査の内容についての追跡質問がありました。町におきましては、県内において補聴器購入費用の助成をしている自治体に実施状況を問い合わせるなどして、現状の把握に努めたところでございます。高齢者の支援については様々な事業や助成を実施していることから、補聴器購入の費用助成も含め、総合的に支援の在り方を研究してまいります。現時点におきまして、加齢性難聴についての正しい知識の普及や地域における介護予防活動の推進に努めるとともに、引き続き国や県の動向も注視してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今日も引き続き傍聴の方もたくさんいらっしゃいます。昨年の6月議会の質問の趣旨、確認の意味で触れたいと思います。私は補聴器購入への補助について何度か取り上げてきました。昨年6月の私の質問に対しての答弁というのは、助成は考えていない。理由として、1つにエビデンスの問題、2つに財政上の問題、3つ目に近隣市町村の状況を挙げました。

6月の一般質問、昨年の、それまでは、私の質問というのは難聴は認知症につながる。だから、補聴器の購入に補助をとという健康面あるいは福祉の立場からの質問でしたが、昨年6月には、新たな提案と先ほども言いましたけれども、個人として聞こえる聞こえないという問題かもしれないけれども、町内でいえば東下りとかを含めた町の事業、あるいは集落、自治会、まちづくり、それらの役割を担っている、地域づくりの中心になっているのが今や年長者だと。いわゆる高齢者であるという現状を考えるならば、その方々が補聴器を購入する、つける、あ

るいは今支援の制度をつくるということは、まちづくり、地域づくりにとっても重要なことではないかという提案でありました。

だから、精査し、考えるということでしたから、やるか、やらないかの検討ではなく、それ以前の成果だというふうにも認識しましたし、物事には順番もありますから、精査は大事なことでというふうに思います。今の答弁を聞きますと、ほかの状況を聞いたりというようなこともありましたが、そこで聞きます。

例えば精査という場合に、その範囲でいいのかと、答弁の、思いました。例えば町内でいろんな組織を担っている人。平均年齢とか、あるいは難しいかもしれませんが、なかなか聞こえにくいなということで困っている人の割合とかという、そういうようなことも、精査といえれば必要なかと思うのです。単純に、ほかがやっている、やっていないといった、そういう調査というのは精査はしなかったのですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

町内で聞こえで困っている方、そうした方の調査ということでございますが、実際に保健センターのほうで障害者の手帳の申請受付などを行っているところですが、現在聴覚障害で手帳を交付されている方は29名ほどということになっておりまして、イコール補聴器を使っている方かというところまでは調べ切れておりませんが、そうした状況がございます。

また、一般的に年齢、加齢とともに耳の聞こえについては困難に感じる方はいらっしゃるかと思いますけれども、その時点について、具体的に調査というところは現時点では実施してございません。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

精査というのですからいろいろ調べてもらえばよかったなと思いましたが、例えば自治会役員とか、私は自主防災会にも入っていましたが、その辺の年齢構成等何か分かるのかなと聞こうと思ったのですが、これはしないので考えておいてください。

それで、平泉町の高齢化率というのは今どのくらいになっていますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

私が把握している時点では42.9%であったかと思います。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

私も精査、調査が不足だったのです。令和2年のデータを私は持っていましたが、39.2でし

た。それが今42.9ありました。これは2050年、あと24年後にはもう53.2%。実は、今の話を聞くと、もっと進むのだろうというふうに思います。このぐらい今、平泉町でも高齢化が高まっている状況です。

センター所長は詳しいと思うのですが、この70歳代の難聴者の割合というのはどのぐらいになるものですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

70歳以上の難聴者の割合ということでしたが、現在手元に資料がありません。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

追跡質問は一般質問と違ってあまり細かなやり取りはないものですから、それで、本当はそういうこともつかんでもらえれば、精査してもらえばよかったわけですが、大体70歳代前半では男性の50%、女性の40%が軽度の難聴ということになるようです。70代後半になると男女ともに70%に達する。これは国立長寿医療研究センターの統計ですから正確なものだと思います。私が入る60歳代では3人に1人ということが加齢難聴になるというふうに言われています。

ですから、実は、今あるそういった、ちゃんと公式に出ているデータでも分かるわけですよ、高齢化率も分かるわけですからね。それで、もう一定の年齢、60代からそういう状況になってくることが分かる。

例えば、18区自主防災会で私が一番実は若い。若いといっても前期高齢者になっていました。だから、むしろ今、自治会とかそういう中で、70歳ぐらいというのは若いほうかもしれません。今そういうやり取りをして、それでいつまで精査をするのか。現状やらないという話でしたけれども、いつまで精査はするのですか。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

加齢性難聴における補聴器購入の費用助成というところで、これまでも県内、それから全国の自治体でも助成をしている自治体が増えているというところは認識してございます。高齢化社会にとって、補聴器が必要とされる方が一定数いらっしゃるということは理解しているところでございますが、様々な高齢者への支援事業等々を精査しながら、総合的な支援の在り方というのも検討していかなければならないと考えているところです。

また、この課題は全国的な課題でもありますので、国の助成制度といったところも本来であれば必要なのではないかとということもございますので、国や県の動向も注視しながら、現在実施している様々な高齢福祉事業、介護予防事業等を取り入れながら、現状はそういった各種

事業で総合的な支援の在り方を研究するということでございます。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

最初のほうに言いました補聴器の補助をしない3点の理由についてです。エビデンス、補聴器を使用することで認知症を予防できるのかと。その検証なのですけれども、これは、いずれこの課の一般質問のやり取りでは共通認識にほぼなっているのではないかと。最初はエビデンスがないと町は言ったのですが、これは決着済みだと私は思いました。

2つ目が予算の問題です。去年は、センター所長は九戸村の例を挙げて、令和4年で9件、65万円、9割の補助というふうな答弁があったと思います。それを受けて、私のほうからは陸前高田市の例を挙げました。通常は2万円、非課税世帯では4万円になるのだと。高田では十数件で30万円程度。高田は平泉の人口の3倍というか、平泉はその3分の1。単純に、率で計算しますと10万円程度の予算なのだよという話をした。

それから、3つ目です。近隣町村の状況で、まだ南、北、両市は実施していません、補聴器は。ただ、当時、1年前で、全国1,700程度の市町村のうちで去年からまた150増えて390自治体。去年の私の質問で、390に増えているのだという話をしました。

そして、今直近で私が分かるのは2025年10月1日現在の数字です。全国補聴器販売協会の調べですけれども、今622市町村に増えました。この1年余りで232自治体も増えたということがあります。県内も11から16市町村、ほぼ半分になりました。こういう今、段階です。私が、聞こえる、聞こえないの問題でなくてまちづくりというふうに言ったわけであります。精査から検討の段階に入るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

精査から検討へというところで、先ほどの答弁にもありましたとおり、様々な事業を総合的な支援について今後検討してまいりたいと思います。

6 番（三枚山光裕君）

終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で、追跡質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時49分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

日程第11、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

通告1番、公明党、大友仁子でございます。

保健事業について伺います。（1）胃がん検診について伺います。

その中の1番ですが、胃がん検診受診率向上に向けての取り組みについて伺います。

2番、現在の胃がん検診の実施方法について伺います。

3番、内視鏡検査を希望する方が多い現状について、町としてどのように受け止め、また、今後どのように対応していくのか伺います。

（2）乳がん検診について伺います。

1番、乳がん検診の受診率とがん発見数の推移について伺います。

2番、乳がん検診受診率向上に向けての取り組みについて伺います。

3番、乳がんの罹患率は増加傾向にあり、町から送付される検診無料クーポンを活用し、早期発見・早期治療につなげることが重要であります。そこで、乳がん検診の無料クーポンの利用状況について伺います。

4番、対象者への個別受診勧奨と未受診者への再勧奨、コール・リコールについて、町の実施状況とその効果について伺います。

5番、高濃度乳房と判定された方への通知について、町の現状と今後の考え方について伺います。

6番、乳がん検診ではマンモグラフィーに加え、40歳以上の方を対象に超音波検査も実施しております。超音波検査の対象年齢を30歳以上に拡大する考えはないか伺います。

7番、ブレスト・アウェアネスといわれる乳房を意識する生活習慣の普及啓発の取り組みについて伺います。

質問は以上であります。ご答弁よろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

保健事業についてのご質問がありました。

初めに、胃がん検診についてであります。受診率向上に向けた取り組みとして、令和元年

度より40歳から60歳までの5歳刻み年齢の方を対象に節目無料券を配付し、受診を勧奨しているほか、過去3年間に於いて未受診であった方には個別に勧奨通知を送付するなど、受診率の向上に取り組んでいるところであります。

次に、胃がん検診の実施方法についてであります。町の集団検診においては40歳以上の町民を対象にバリウムによる胃部エックス線検査を実施しております。

次に、内視鏡検査を希望する方が多い現状について、町としてどのように受け止め、今後どのように対応していくかであります。内視鏡検査は小さな病変の発見や診断の確定などのメリットから、希望される方が一定数いると考えます。しかしながら、内視鏡検査は胃部エックス線検査に比べ、検査時間の長さや費用の面など、一次検診としての実施は課題も多いことから、現時点では現行の実施方法により、がんの早期発見に努めてまいります。また、がんの発症には喫煙や飲酒、食生活などの生活習慣も関係していることから、検診の受診と併せ、健康習慣の実践によるがん予防の啓発につきましても、引き続き努めてまいります。

続いて、乳がん検診についてのご質問がありました。まず、乳がん検診の受診率とがん発見数であります。令和2年度から令和6年度までの受診率は40から47%台で推移しており、がん発見数はゼロから2名となっております。

次に、乳がん検診の受診率向上に向けての取り組みについてであります。胃がん検診と同様、節目無料券の配付や未受診者への個別勧奨を実施しているほか、子宮がん検診及び骨粗鬆症検診との同時実施や検診会場での託児など、働き盛りや子育て中の女性も受診しやすい環境づくりに取り組んでおります。

次に、乳がん検診の節目無料券の利用状況についてであります。おおむね5割程度の方が利用されていることから、受診率の向上につながっているものと考えております。

次に、個別受診勧奨と未受診者への再勧奨であるコール・リコールの実施状況とその傾向についてであります。町では節目無料券の対象者に対して個別に受診を勧奨し、そのうち検診の申込みのなかった人に対して再勧奨の通知を行っております。国においても、コール・リコールは受診率の向上につながる効果的な取り組みとして推奨していることから、引き続き取り組んでまいります。

次に、高濃度乳房と判断された方への通知についてであります。現時点では高濃度乳房は精密検査の対象となっていないため、検診結果として通知はされておられません。

次に、乳がん検診における超音波検査の対象年齢の拡大についてであります。町では現在通常の乳がん検診とは別に、若い女性の乳がんに対する予防意識の啓発のため、30歳と35歳の女性を対象に無料で乳房超音波検査を実施しております。現時点では対象者の拡大は予定していませんが、節目の年齢にご自身の健康状態を確認していただき、将来検診を受診していただくことにつながるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、乳房を意識する生活習慣の普及啓発についてであります。乳がんはしこりに触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合があります。このため、乳がんの早期発見のために定期的な検診の受診に加え、日頃からご自身の乳房の状態に関心を持つことが非常に

重要であるとされていることから、町におきましても、検診や健康教室など様々な機会を通じて啓発に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

日本胃がん学会の掛地吉弘前理事長、神戸大学大学院教授によると、胃がんは大腸、肺に次いで罹患数3位の悪性腫瘍であります。死亡数は肺、大腸、膵臓に次いで4位となっております。

胃がんの原因は、塩分の取り過ぎ、喫煙なども挙げられますが、日本人がかかる胃がんの約98%はピロリ菌、ヘリコバクターピロリが原因とされております。ピロリ菌は強力な胃酸の中で生き残れる特殊な菌です。胃に炎症を起こし、長年にかけて粘膜を傷つけたり薄くしたりして、がんや潰瘍を発症させます。5歳未満の乳幼児期に菌の入った井戸水を飲んだり、保菌する大人が飲食物を共有したりして感染いたします。一度胃に入って生き残ったピロリ菌は、治療で除去しない限りずっと胃に住み続けます。現在は主に上下水道が整備されて飲み水が清潔になったことで、若い保菌者は激減しています。罹患数は現在がほぼピークで、今後はどんどん減っていくと推測されております。なお、免疫や胃酸分泌などの機能が発達した5歳以上では、胃にピロリ菌が入っても生き残ることはほぼないと言われております。

ピロリ菌は長時間かけてがんを引き起こすため、患者の多くは高齢者となっており、75歳以上が過半数を占めます。高齢者は女性が多いにもかかわらず、男女比率はおよそ2対1で、男性に多く発症します。発症リスクが上昇する50歳を超えたら、症状の有無にかかわらず定期的に胃カメラなどの検査を受けることが推奨されておりますと言われました。

また、札幌市のカレス記念病院の浅香院長の報告では、胃がんの原因となるピロリ菌の胃炎段階での除菌が2013年から保険適用となり、これまでに1,000万人以上が除菌治療を受けました。胃がんの死亡者は2014年から減少しております。また、胃がんで亡くなるのはもったいない時代に入っている、ピロリ菌を早く検査で見つければ胃がんで亡くなる可能性は大幅に下がるということでございます。

そこで質問なのですが、我が町の検診受診率の現状といたしまして、胃がん検診が令和4年度は23.6%、令和5年度が24.9%、令和6年度も横ばいで24.3%となっております。また、大腸検査、肺がん検診は3割ちょっと、35%ぐらいとなっております。横ばいです。また、乳がんと子宮頸がんはやはり女性のがんということで、受診率は増加傾向にございます。この中でも分かるように、やはり胃がん検診だけが、受診率がほかのがん検診受診率に比べて特段と低いんですね。その理由は何だと捉えていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

胃がん検診の受診率が他のがん検診に比べても低いのではないかというふうな、そういった要因でございますが、胃がん検診の受診率につきましては、当町のみならず、国や県においても５大がん検診といわれるがん検診の中でも受診率が低い検診となっているというふうに承知しております。要因としては、バリウム検査というところで、そういった検査に伴う苦痛ですとか不快感といったところもあるかと思われます。

また、以前に比べて検診機関で示す検診対象者の要件も追加になっておりまして、排便がない方、便秘がちな方ですとか、それから自力で立っていることがちょっと困難な方とか、検査の機械に手すりを使ったりするのですけれども、そういったことが困難な方も検診の対象としない要件ということで検診機関から示されているという点もありまして、そういったことも受診率が低い要因になっているのではないかなと考えているところです。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

胃がん検診の受診率の目標は幾らでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

胃がん検診の受診率の目標ですが、これは健康ひらいずみ21の中でも50%ということで目標を掲げているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

50%ということで、国の目標も50%なのですが、約半分の24%なのですけれども、それに対する取り組みはどのように行っていますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

検診の受診率向上の取り組みというところでございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、令和元年度から節目、胃がん検診であれば40歳から60歳までの5歳刻み年齢の方を対象に検診の無料券、節目無料券を配付するといったことのほか、過去3年間に於いて胃がん検診未受診であった方に個別に勧奨通知を送付するなど、受診率の向上に取り組んでおります。

受診率の向上につきましては、国においてもエビデンスに基づく受診率向上の施策というものを示しておりまして、そうした他自治体の好事例なども参考にしながら、こういった取り組みをしているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

常日頃というか、保健センター所長さんはいろいろな医師会とか打合せとか会議とか、多分参加されていると思うのですが、そういう会議の中で、この胃カメラ検査とバリウム検査はどちらがいいのかとか、そういう議論はないのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

胃カメラがいいのか、バリウムがいいのかという点につきましては、胃がん検診については、バリウム検査といわれる胃部エックス線検査、それから、または胃の内視鏡検査、カメラの検査というところが2つあるわけですが、そういったことを、どちらかがいいのかというふうな議論というのは実際にあるかと言われれば、今のところは承知していないというところでございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

バリウム検査がすごく大変という声は聞いていませんか。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

バリウム検査につきましては、確かに検査に際してバリウムを飲んでいただく、それから検診台に乗って、胃の状態を見るのに体を動かしたりというところで、ご高齢の方とか、それから力の弱い方については検診の際に非常に大変だというふうなお声が一部あることは認識しております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

そういう声がある中で、考えたりはしないでしょうか、保健センターさんのほうでは。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

胃の検診につきましては、現在一次検診では胃部エックス線検査といわれるバリウムの検査を実施しているところですが、なかなかそうした、例えば先ほどもお話ししたとおり便秘がちな方であるとかそういった方は、ちゃんと検診の後に便が出切らないと腸閉塞といったような二次的なデメリットもありますので、やはりバリウム検査で何か困難さを感じている方につい

ては、かかりつけ医の方に対応について相談していただくということが必要な場合もあるかなと感じております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

バリウム検査は、すごくエックス線、レントゲンに乗るのは本当に大変だと思います。80代、85歳はもうかなり危険な状態ではないかなと思います。

ピロリ菌の感染症がある方、または家族に胃がんになった人がいる方などリスクが高い方に対する対応の仕方はどのようにされていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

ピロリ菌の感染歴のある方、それから胃がん、家族に既往歴がある方への対応というところでございますが、集団検診におきましては、受診者の方に問診を取っているところなのですが、既往歴、胃や十二指腸の既往歴ですとかピロリ菌検査の有無、それから血縁の方でがんになっている方などを問診で聴取しているところですが、この聞き取った内容というところでは、検診機関において集約されております。その後の検診の制度管理でありますとか、がん予防の啓発の基礎資料として総合的に活用されているものと認識しております。

ですので、問診のときにそれを確認して、受診者の方に助言するといったところまでは実施はしておりません。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひリスクはあるのだよということを伝えていただければと思います。

胃部のエックス線検査は、バリウム検査を苦手としている方や、高齢者の方は誤嚥のリスクもあると思います。エックス線検査の危険もあると思います。そして、内科の先生方にやっぱりお聞きすると、バリウム検査で異常が見つかりと結局胃カメラ検査を受けることになるため、最初から胃カメラ検査にするほうが確実と言われております。また、胃がんや胃潰瘍の早期発見や正確な診断を重視するなら、胃カメラ検査一択であるとも言われております。胃カメラは胃の粘膜を直接観察し、小さな病変や早期がんを見つける精度が圧倒的に優れていますとのこと。

このようなことを踏まえまして、ぜひバリウム検査だけではなく、内視鏡検査も取り入れる考えはないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

胃がん検診として胃カメラの検査をというところでございますが、胃カメラ、内視鏡検査につきましては、胃がんの早期発見や正確な診断に有効であるというところは認識しているところではございますが、検査時間に非常に時間がかかるというところ、それから費用の面といったところで、町が行う一次検診としての実施については課題があるのではないかと考えております。

胃カメラ自体は、町の集団検診というのではなくて、恐らくは医療機関等での検診になるかと思いますが、そういった点で医療の体制というところもございますので、現時点では内視鏡検査による胃がん検診というのは予定はしていないというところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

県内では盛岡市が二択、バリウムと内視鏡検査を行っているということを保健センター所長さんから聞きましたけれども、あとはあまりやっていないみたいですけれども、やっぱりすごく大変なのですね、危険性もあるしということで。内視鏡であれば、国の指針で、毎年ではなく2年に一度の検診でよいとされています。

こうしたことを踏まえて、町民の方が受診しやすい検診にするために、検査方法の選択肢を広げる検討も必要であるかと考えます。費用とか時間とかも、それはそうなのですけども、費用は若干プラスしても受ける側は大丈夫だと思うのですけれども、時間も大丈夫だと思うのです。その辺はいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

内視鏡検査を胃がん検診として位置づけるというところでございますが、先ほど議員のおっしゃるとおり、盛岡市のほうでは集団検診として胃部エックス線検査、また医療機関に委託する形で内視鏡検査を実施しているというふうな情報があったのですが、内視鏡検査を実施するためには、先ほども申しましたとおり、医療機関での実施が想定されるかと思います。地域の医療機関の体制もあるということもございます。現時点では胃の内視鏡検査は精密検査で使われることが多くて、そういったところで、診療の体制ですとか医療体制のところ、検診する方、それから治療される方など様々な方が医療機関で対応するというところになりますと、そういった受入れの体制といったところも十分な協議が必要になってくるかと思われます。

現時点におきましては、国が示すがん検診の指針で胃部エックス線検査は年1回実施することとも差し支えないというふうにされておりますので、国の指針等も注視しながら、適切な検診の体制に努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひ検討していただきたいと思います。がんは早期発見・早期治療で9割以上が治るとされている病気であり、検診で救える命があります。今こそ時代に合った検診体制へとアップデートすべきと考えます。

それでは、乳がん検診に移ります。

乳がんは日本人女性が罹患するがんの中で最も多いがん疾患であり、9人に1人が一生のうち発症すると言われております。国内では毎年約10万人が新たに乳がんとして診断されており、罹患率は増加傾向にあります。乳がんは30代後半から急増し、40代後半とそれを上回る60代から70代に増加する二峰性を持つ傾向があることが分かっております。乳がんは早期発見・早期治療により高い確率で治療が期待できるがんであることから、予防と検診受診が極めて重要となります。当町では30歳、35歳、40歳と60歳まで5歳刻みの節目に無料クーポン券を配付しておりますが、この方々の受診率はどうなっておりますでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、5割程度というところで見ております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

5歳刻みの全部が5割という、大体50%ぐらいということですね。そして、また5割の方は受けていないということになるので、再勧奨、コール・リコールはどのような方法で行っていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

コール・リコールの方法というところですが、春の検診意向確認書を取りまとめる際に、節目対象者の方には無料券と併せまして受診勧奨の通知をしているところでございます。その後、検診申込みのない方につきましては、再度個別に勧奨するという形を取っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

そこで個別に郵送した場合にはプラス何人か受けておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

具体的な数字は持ち合わせていないのですが、勧奨通知によって受診をしていただく方もいると認識しております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

乳がん検診は国の指針に基づいてマンモグラフィーで行われていますが、40歳以上の日本人女性の約4割が該当すると推測されている高濃度乳房は乳腺濃度が高いため、画像では乳房全体が白く写り、同じく白く写るがんなどの病変が見つけないという指摘があります。検査結果の通知につきましては、国は自治体に対し、精密検査の必要の有無を付して受診者に速やかに通知するよう指針で定めております。乳がん検診の結果を通知する際には、マンモグラフィーで異常の判別が困難な高濃度乳房と判定された場合、受診者へは異常なしではなく高濃度乳房であることや判別が困難であったことを明確に知らせるような通知の仕方を検討すべきと考えますが、その辺についての見解をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

乳がん検診における高濃度乳房と判定された方への受診者への通知というところでございますが、現在のところ、高濃度乳房というものにつきましては、その方の乳房の構成ということで精密検査の対象とはなっておりませんが、国のほうのがん検診の在り方に関する検討会におきましては、そうした乳房構成ということにつきましても、各自治体において情報提供体制を整えた上で受診者に通知されることが望ましいというふうな見解も示されているところでございます。

今後につきましては、今現時点では通知はしていないというところでもございますが、これから検診機関、それから国の指針等も鑑みながら、通知の在り方については検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひ検討していただきまして、がんかもしれないという高濃度乳房ということをご知らせしていただきたいと思います。

そして、マンモグラフィーと超音波検査の併用した検査を30歳と35歳は受けていますが、これを30歳以上に拡大する考えはないかということで、マンモグラフィーは、ステージゼロ期サインであるしこりになる前の石灰化をしたごく小さな乳がんを見つけるのに非常に有用な検査であります。早期発見には欠かせません。一方で、日本人の多くは乳腺濃度が高く、マンモグラフィーだけであの小さなしこりを見つけるのは難しいという課題があります。そして、これをカバーするのが超音波検査、エコー検査と言われております。

国の大規模研究において、マンモグラフィー検査と超音波検査の併用はがんを見つける感度の上昇や早期乳がんの発見に有用であるということが示されております。マンモグラフィー検

査と超音波検査の併用した検査を検討する考えはないでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

マンモグラフィー検査と超音波検査の併用というところでございますが、現在乳がん検診としては、40歳代の方については乳房のエックス線検査に加えて乳房超音波検査を実施しているところでございます。そして、あと乳がん検診とはまた別に、30歳と35歳の女性の方につきましては節目年齢ということもございまして、そちらのほうは自分自身の乳房に対する意識、乳がんの予防意識の啓発というところを目的として乳房超音波検査を実施しているところでございます。

現在、がん検診の国の指針では、乳がん検診を早期発見して乳がんによる死亡率を減少させる効果がある検診としては乳房エックス線検査、マンモグラフィーといわれる検査のみというふうになっております。超音波の検査につきましては、そういった点ではまだエビデンスが示されていないというところでございます。

ただし、先ほど議員からおっしゃるとおり、高濃度乳房であると、そういった点で、乳がんの発見について不足ではないかというふうな考え方もございますので、補足的に乳房超音波検査をプラスしてというところで、今現在実施している方法となっているところでございます。

いずれにしても、これから国の指針等で乳房の超音波検査も必要である、エビデンスがあるとの指針が示された場合には、そういった取り組みも進めるというところで考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

国においては、30歳代の乳がん罹患率が上昇傾向にあることを事実としている、そして認識しているにもかかわらず、現在30歳と35歳を除く年齢の方には公的な乳がん検診の受診機会がありません。特にこの年代の乳がんは進行が早い傾向があります。また、乳腺が発達している高濃度乳房の割合が高く、超音波検査は乳腺が発達している30歳代女性に有効であります。さらに、超音波検査は被曝の心配がなく、妊娠中や授乳中の女性でも安心して受診できるという利点があります。子育て世帯が多い30歳代女性の検診機会の確保に適していると考えますが、見解をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

30歳代の女性に対する乳腺超音波検査というところでございますが、先ほどの繰り返しになるかと思われませんが、乳がん検診の目的といったところが、がんの発見と死亡率の減少という

ところでございまして、現在国の示す指針の中では、エビデンスのあるものは40歳以上のマンモグラフィー検診というふうなことでございまして、30代の女性につきましては、30歳、35歳につきましては乳房超音波検査を実施して、乳房に対する意識を啓発するということに努めてまいりたいと思いますし、それ以外の30歳代の方につきましては、先ほど議員がおっしゃっていた乳房に関する意識を高めるブレスト・アウェアネスといったところを啓発するといったところも併せて実施してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

また、乳がんも約5%から10%は遺伝的な要因が強く関与していると言われております。遺伝子の変異を持つ方は一般の人より若い年齢で発症するリスクが高いとされています。

そこで、問診票にはこのような遺伝的なことの記載はあるでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

乳がん検診の問診票に遺伝的な記載があるかというところではございますが、血縁の方に乳がんの方はいらっしゃいますかといったような質問項目はございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。

そして、50歳以降は乳腺が脂肪に置き換わるようなのですけれども、置き換わるため、マンモグラフィーの精度が上がる傾向があります。しかし、乳がんのリスクは60代、70代になっても続きます。もう検診は卒業してもいいと思いがちになりますが、高齢でも乳がんは発症いたします。高齢者への検診推奨はどのようにやっておりますでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

高齢の方の乳がん検診というところではございますが、検診の勧奨につきましては、春の検診申込みのときに特に年齢制限を設けることなく、希望する方には検診を受けていただけるというふうな体制にしております。また、75歳以上の方につきましては、検診費用無料というところで対応をさせていただいているところです。

また、希望される方で、受診した方につきまして精密検査が必要になった場合には受診勧奨に努め、制度管理にも努めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

年代別の受診率は把握していますか。例えば高齢者は何％とかという数字は分かるでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

現在手持ちの資料には年齢別というところはないのですが、検診自体はおおむね高齢の方が多く受けているというふうな印象もありますので、中には高齢になって、もう卒業するといったふうな考えの方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方にも声がけをさせていただきながら、必要な方が受診できるというふうな体制を引き続き努めて、体制を取ってまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。

そして、私も保健推進員をやっているのですが、今までは個別に保健推進員が1軒1軒訪問して問診票を渡して、それをまたさらに取りに行くという作業がありました。今年からは、渡すのですが、もらいに行くのはなしになって、郵送になりました。今までと今回変わったことよっての違いはありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

検診の申込みの取りまとめの変更をしたというところがございますが、現在まだ取りまとめ中というところもありますので、今、実際に来ている段階での所感という形にはなりますが、高齢の方につきましても、世帯によっては保健推進員さんに回収していただくというところもお声がけさせていただいて、特に保健推進員が回収しないことによる苦情というところは届いてはおりません。直接持参してきていただいている方、それから去年からQRコードで検診申込みができるようにしているところですが、現在、昨年が60件程度だったのが2倍から3倍近くに電子申請も増えております。なるべく若い方にも検診を受けていただきたいというところで、いろんな検診の申込みの仕方を工夫させていただいているところですので、ご高齢の方につきましてはそういった声がけ、保健推進員さんの声がけというところが非常に大きな力になっているところもございますので、引き続き保健推進員の皆様にはそういった高齢者世帯の方、独り暮らし世帯の方には丁寧な声がけをしていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

では最後に、ブレスト・アウェアネスの取り組みについて伺います。

厚生労働省は2021年10月にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を一部改正し、従来の自己触診ではなく、乳房を意識する生活習慣であるブレスト・アウェアネスを普及させていくことが重要でありますと言われております。具体的には、自分の乳房の状態を知る、乳房の変化に気をつける、変化に気づいたらすぐ医師に相談する、そして40歳になったら2年に1回乳がん検診を受ける、この4点を日頃の生活の中で行っていきましょうというものであります。

こうした重点な取り組みであるにもかかわらず、公益財団法人日本対がん協会が昨年8月に実施したアンケートでは、ブレスト・アウェアネスという言葉とその意味の認知は僅か7%と大変低い水準にとどまっており、幅広い層への浸透が課題となっております。このことについて、町としての認識と普及啓発への取り組みについて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

ブレスト・アウェアネスについての啓発というところ、取り組みというところがございますが、こちらに関しましては、町広報への掲載ですとか保健推進員に向けた健康教育などを実施しているところです。また、子育て支援課の事業などとも連携しまして、乳児の保護者を対象に乳房への意識、乳がんの予防意識というところを啓発するようなどころも実施しております。

いずれにしましても、女性の健康づくりにつきましては非常に重要だというふうに感じておりますので、ブレスト・アウェアネスという言葉も含めて、認知度が広まるように今後啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。ぜひこういうことも広めていただきたいと思います。いずれ町民の命と健康を守るためのこのがん検診でありますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

これで終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時44分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告２番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

７番、真竈光幸議員。

７ 番（真竈光幸君）

質問通告２番、真竈光幸でございます。

令和８年度最初の６月定例会におきまして、一般質問させていただきますことに感謝を申し上げます。

今回質問いたしますのは、３件であります。

１件目は、地域おこし協力隊について伺います。

１つ目に、任期満了後の隊員の活動を支援するサポート体制の在り方について、方針を伺います。

２つ目に、令和８年度から特例で任期が最大５年に延長できるようになることにつきまして、その活用法と見解を伺います。

３つ目に、地域おこし協力隊による本町の地域創生の成果の検証について伺います。

２件目は、地域振興のための公社設立の可能性について伺います。

１つ目に、地域振興や観光、インフラ開発など、より幅広い経済活動で町の創生を図る取り組みを進めるため、ひらいずみ産業公社設立を検討する可能性はないかを伺うものです。

２つ目に、日本農業遺産を活かした町の特産品のＧＩ登録を目指し、地域ブランドの確立を図るためにも有効と考えますが見解を伺います。

３つ目に、民間での経験を有し即戦力となる任期満了の地域おこし協力隊員やスパルタキャンプ卒業生など、有為な人材活用の受皿とその定住促進策としても有効であると思いますが、見解を伺います。

３件目は、子どもへの防災教育について伺います。

地震が最近頻繁に起きております。大地震に備えるために行っておるこども園と小中学校の訓練の内容について伺います。

２つ目に、型どおりの訓練から状況に応じた訓練を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

質問は以上であります。簡潔な答弁をいただきますようお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊についてのご質問がありました。

初めに、任期後の隊員の活動を支援するサポート体制についてであります。

当町では、令和７年度末で初めて３名の隊員が任期満了を迎え、退任後においても引き続き地域づくりに関わっていただいているところでありますが、任期終了後も地域を支える担い手

として当地域に定住していただける環境をつくっていくことは大変重要であると認識しております。

このための当町では、現在、隊員の起業、事業承継を支援する「平泉町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金」を既に整備しているほか、任期終了後の住まいの確保を支援するため、空き家改修等への補助制度を令和8年度中に整備する準備を進めているところであります。

また、任期終了後も引き続き町内での各種活動や事業を継続できるよう、町地域おこし協力隊サポート業務委託の範囲内で中間支援団体において、隊卒者からの相談等へ対応できる体制を整備しているほか、今後は、OB・OG組織を設立し、隊卒者同士や現役隊員等の連携を促進しながら町民や町内事業者等とつながる機会の確保を図ってまいります。

今後も毎年度任期満了を迎える隊員がおりますので、培った経験や人脈を生かし続けられるよう、必要なサポート体制を継続するとともに、「まちづくりのパートナー」として、当町の各種委員会等への参画や新たなプロジェクトへの協力を依頼するなど、関係性を継続させてまいります。

次に、地域おこし協力隊員の任期延長に関する当町の見解についてであります。国において、令和8年度から一定の要件のもと、隊員の任期を特例として最長5年まで延長可能とする方針が示されたことにつきましては、大変意義深いものと受け止めております。

今回の特例処置により、活動期間が最大5年となることは、隊員にとっては「地域への定着に向けた準備期間にゆとりが生まれる」というメリットがあり、町にとっても「意欲ある優秀な人材により深く地域になじんでもらえる」という双方にとって極めて有効な選択肢が増えるものと考えております。

一方で、延長特例の主な適用要件として、伝統工芸や農業など、地域の地場産業の振興に関する活動分野であること、既に起業や事業承継を行っている隊員は対象外であること、起業や事業承継後の一定数の新規雇用の受入れ、雇用人数の維持などの制限や条件があることから、この特例を適用できる隊員は限定的なものになると認識しております。

町といたしましては、この特例措置を隊員の定住・定着率をさらに高めるための好機と捉え、どのような活動分野や要件において延長を適用すべきか、国が示す具体的なガイドラインを注視しながら必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊による当町の地域創生の成果と検証についてのご質問がありました。

当町では、令和5年度から隊員を配置し、現在、9名の隊員が町の課題解決や地域活性化につながる活動を町民や関係団体等と連携を図りながら行っております。

これまでの活動では、特産品の開発や滞在型拠点の整備、地域資産を活用した新たなイベントの開催、デジタル化の普及事業の開催、企業の閑散期における雇用促進事業の検討など、その活動は多岐にわたり、新たな視点による斬新な発想によって、これまで平泉で行われていなかった様々な取り組みが生まれており、地域の活性化や交流人口の拡大、関係人口の創出等の成果に着実に結びついているものと認識しております。

また、隊卒者だけではなく、現役隊員の中にも既に起業や事業承継を行い、協力隊の任期満

了後を見据えた準備を進めている方もおり、地域の活性化につながる活動が、隊員任期中のみならず、任期満了後も継続的に展開していただけることは、まちづくりの大きな力になるものと期待しているところであります。

こうした協力隊の活動を町民の皆様に広く発信し、共有できるよう令和8年3月28日、当町では初めてとなる町民向けの地域おこし協力隊活動報告会を開催いたしました。

当日は、オンラインも含め約70人が出席し、各隊員から活動内容や展望等を直接町民の皆さんにお伝えすることにより、協力隊活動への理解が深まり、今後の活動への多様な連携など、新たな可能性が広がる機会になったものと感じております。

当日実施したアンケート調査では、「町に大きな貢献をしていると強く感じた」「町に貢献していると感じた」の肯定的意見を合わせて90%に上ったほか、「もっと知り関わりたい」「町内の人々にもっと知ってもらいたい」「町民がもっと触発を受けて活動が展開できればよい」など、今後の連携協力に関する意見も多数寄せられております。

今後も町民向けの活動報告会や、平泉町地域おこし協力隊活動レポートの定期的な発行を通じて、協力隊活動に対する理解を含め、多様な連携、協力を促進する機会を創出しながら、活動の円滑化と町への定着が図られるよう引き続き必要な伴走支援を行ってまいります。

続いて、地域振興のための公社設立の可能性についてのご質問がありました。

初めに、ひらいずみ産業公社設立を検討する可能性についてであります。人口減少や少子高齢化が進む中、本町が持続可能な地域社会を維持していくためには、観光振興、農商工連携、地域資源の活用、雇用創出などを一体的に進めることが重要であります。

本町には、世界遺産をはじめとする歴史文化資源、自然、農産物、伝統芸能など、多くの魅力があり、これらを地域経済の活性化につなげるには、行政、事業者、関係団体が連携する体制が必要であります。

ご提案のひらいずみ産業公社につきましては、特産品開発、観光商品の造成、公共施設等の利活用、移住定住や雇用創出など、地域振興の推進主体として一定の役割を担う可能性があるものと考えております。

一方で、設立に当たっては、目的や事業範囲、収支見通し、経営責任、町の財政負担、既存団体との役割分担など、慎重に検討すべき課題もあります。このため、まずは既存団体との連携や現在の施策の充実を図りながら必要な推進体制を整理し、公社設立の可能性について調査研究してまいります。

次に、日本農業遺産を活用した町の特産品のG I登録についてであります。「G I（地理的表示保護制度）」は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中に育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度であり、現時点で全国では167産品、岩手県内では9産品が登録されております。

G Iは、地域特産品の効果的、効率的なアピールや信頼の獲得につながるツールになると期待される一方で、登録される地域や産品の定義をはじめ、生産工程管理業務規定などの策定が必要であります。生産者をはじめ、関係者との十分な検討と相互の理解が不可欠であると認識

しております。

地域ブランドの確立を図るための産業公社の設立は、有効な手段の一つとして認識しておりますが、日本農業遺産を生かした地域の特産品化やブランド化を図るため、今後も東稲山麓地域農業遺産推進協議会と連携し、先進事例の情報収集などを行い、課題を共有してまいります。

次に、任期満了の地域おこし協力隊員やスパルタキャンプ修了生などの人材活用の受皿と、定住促進策として有効ではないかのご質問についてであります。現在、当町の地域おこし協力隊は、会計年度任用職員の直雇用型ではなく、原則、業務委託型での採用としております。これは、任期満了後に自分たちの協力隊活動で培ってきた経験や事業を基礎に、起業や事業継承を行うことにより、町への定着を図ることを目的としております。また、スパルタキャンプ修了生につきましては、今年度OB、OG組織を設立し、修了生から地域おこし協力隊員となった先輩移住者等を中心に修了生同士の情報交流を図る場を提供しながら、横の連携体制の確立を目指したいと考えております。

このような取り組みを通じて、隊員たちが持つ民間ならではの視点や、果敢なチャレンジ精神を活かし地元企業や農業関係者、町民などと柔軟に連携し、新たな相乗効果を生み出すことこそ、持続可能かつ斬新な地域活性化につながるものと考えております。起業に向けた伴走型のサポート、地域ビジネスのマッチング機会の創出など、これまでどおり町への定着が図られるよう、必要な支援を行いながら連携を継続してまいります。

続いて、子どもへの防災教育についてのご質問がありました。

私からは、町全体としての防災教育に対する基本的な考え方と、認定こども園における取り組みを中心にお答えいたします。

小中学校における避難訓練や防災教育の具体的な取り組みにつきましては、この後、教育長から答弁いたします。

近年、地震や豪雨、土砂災害など、全国各地で自然災害が頻発しており、本町におきましても、いつ発生するか分からない災害の備えは、大変重要であると認識しております。特に、子どもたちが災害から自らの命を守るための知識や行動を身につけることは、町として重要な責務であります。また、子どもたちへの防災教育は、本人の安全確保にとどまらず、家庭で防災について話し合うきっかけとなり、地域全体の防災意識の向上にもつながるものと考えております。

大地震に備えるために行っているこども園の訓練についてであります。保育所型認定こども園におきましては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、避難訓練及び消火訓練を毎月実施しております。また、消防計画に基づく年間計画により、火災、地震、土砂災害など、様々な災害を想定した訓練を継続的に実施しており、昨年度は地震を想定した避難訓練を二葉きらり園で4回、長島こども園で5回実施しております。乳幼児につきましては、自ら状況を判断して避難することが難しい面がありますことから、職員が災害時に落ち着いて安全に誘導できる体制を整えることが重要であります。今後も避難経路や行動手順の確認を徹底し、子どもたちの命を守るため、実効性のある訓練を継続してまいります。

次に、型どおりの訓練から状況に応じた訓練を実施すべきではないかとのご質問についてですが、防災訓練においては、まず、基本的な避難行動や安全確保の方法を確実に身につけることが大切であります。

一方で、実際の災害は発生する時間帯や場所、災害の種類、周囲の状況によって大きく異なり、必ずしも想定どおりに進むものではありません。そのため、あらかじめ定められた手順を確認する訓練に加え、その場の状況に応じて判断し、適切に行動できる力を育むことが重要であると考えております。災害の状況や発災時の天候によっては、避難場所や避難経路の変更など、様々な対応が必要になることも想定されますことから、今後の訓練に取り入れてまいります。

町といたしましては、認定こども園における訓練の充実を図るとともに、教育委員会、防災担当課、消防署、消防団、自主防災組織などの関係機関の連携を一層深め、子どもたちの発達段階に応じた防災教育を推進してまいります。

今後も学校教育と地域防災活動との連携を図りながら、自ら考え行動する力、そして、地域で支え合う共助の精神を育み、将来の地域防災を担う人材の育成にもつなげてまいります。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えいたします。

小中学校での訓練の内容についてのご質問がありました。

近年、地震や豪雨などの自然災害が全国各地で頻発しており、子どもたちが災害から自ら命を守る力を身につけることが、これまで以上に重要になっております。

当町の小中学校におきましては、児童生徒の命を守る観点から従前より地震をはじめ火事や洪水等様々な災害を想定した避難訓練や、大雨や土砂災害を想定した引渡し訓練を計画的に実施しております。地震発生時の対応を想定した避難訓練については、小学校においては年1回から2回、中学校においては年1回実施しております。訓練では、学校での生活中に揺れが発生した場合を想定し、机の下に身を隠すなどの初期対応を取る行動、いわゆるシェイクダウンを確認するとともに、揺れが収まった後、火災発生の有無を確認するために放送をよく聞き、安全なルートを通して校庭等へ避難する一連の流れについて指導しております。また、訓練を通じて、教職員の指示に従い慌てず行動することの重要性に加え、状況に応じて自ら判断し自分の命を守る行動を取る力の育成にも努めております。

今後におきましても、こうした基本的な避難行動の定着とともに、主体的に安全を確保する力の育成を図りながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、状況に応じた訓練の実施についてのご質問がありました。

実際の災害時には、想定どおりに進むとは限らず、その場の状況に応じた判断が児童生徒の安全を左右することから、対応力の育成は大変重要であると認識しております。

このため、当町の小中学校では、基本的な避難行動の定着を図る訓練のほかに、状況に応じて判断し行動する力の育成にも取り組んでおります。

具体的には、小学校では休み時間を活用した予告のない訓練を実施し、教職員が近くにいない場面を設定することで児童が自ら判断して行動する力を育てております。

また、小中学校ではマイタイムラインの作成を通じて災害時の行動を事前に考える行動を行っております。さらに、小学校では、消防団の協力による総合防火訓練を実施し、防災設備の見学や煙体験などを通して、災害時の状況を具体的にイメージし、落ち着いて行動する態度や判断力を育てております。今後も基本的な避難行動の定着を基盤とし、地震をはじめ火災や洪水、クマの出没等、様々な場면을想定した訓練を通して児童生徒が主体的に判断し行動する力及び常に災害に備える心構えの育成を図るとともに、より実効性の高い防災教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

大変丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。

何件かだけ、もう少しお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

地域おこし協力隊員の隊員数が全国で8,000人を超えております。

隊員を受け入れた自治体は1,187自治体、隊員の59.7%が男性で、年齢は20代が33.6%で最も多く、30代が30.1%、40代が20.1%となっております。

任期を終えた隊員8,762人、これは令和2年から令和6年までの間の任期を終えた隊員数が8,762人おりますが、赴任先が近隣市町村に定住したのが、そのうち6,163人であります。定住率は約7割となっております。

課題は、任期は満了したものの赴任先へ定住するための企業や就業先を見つけられずに、自力で生活できるだけの収入を確保できず、都市部や別の地域へ転居してしまうケースが起きることです。

そのことを踏まえてお尋ねをしますが、地域の活性化という目的が曖昧なまま配属され、具体的な仕事を示されずに放置されていることはありませんか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほど、町長の答弁の中にもありましたが、全国的な今、お話あった人数の中で、恐らく半数以上多くのところが会計年度任用職員という形で直雇用、自治体の業務の一部を担うような形で地域おこし協力隊が多いというふうに思っております。

そうしたことから、なかなか起業や任期終了後の定住につながらないという課題が、令和5年度の導入時点でそこが明確になっておりましたので、当町では任期終了後を見据えて3年間

で起業の準備をし、そして、定着をしていただくという目的の下、業務委託型ということで捉えております。

ですので、大きなテーマとしては提示をしておりますが、その活動については縛ることなく、隊員の将来性を持った活動を今、展開していただいているというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

任期満了後の収入確保についての相談体制が、答弁の中で中間支援団体という名称が出てまいりましたが、具体的にどういうものかお知らせください。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

具体の業務名につきましては、平泉町地域おこし協力隊サポート業務という形で委託をしているものでございます。当町の受託団体は、こうした類似の事業を近隣の市からも受けている団体で一関市の一般社団法人となります。

主な業務内容につきましては、1つ目として、研修の企画及び運営。研修には初任者研修やスキルアップ研修が含まれております。それから、報告会等の企画、運営。昨年3月に開催した町民報告会等がこれに該当をいたしますし、隊員のための全体研修会であったりとかというのも開催をするということになっております。3つ目が、隊員の活動に関わる伴走サポートというものがございまして、この部分が現役隊員のみならず、任期満了を終えた隊員についても町内で引き続き活動ができるように必要に応じて相談に応じるという内容になっております。ここで様々な対応が、基本的には起業だったり事業承継されている方なので、ご自分でしっかりと営んでいるという状況ではありますが、次にステップ、あるいは横との連携をする際、あるいは補助金、資金の集め方について、具体には相談対応をしているという状況になります。

それから、紙媒体での年4回の活動レポート、昨年度から発行しておりますが、年4回の活動レポートの発行などが主な内容になっております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

任期終了後の住まいの確保について伺いしますが、空き家改修のこの補助制度を準備するというふうに答弁されておるわけですが、これ現行、若者移住者空き家住まい支援事業があるわけですが、この空き家バンクに登録した空き家の取得するのに30万、改修するのに40万円、もしそれが若者世帯というか子育て世帯であればプラス20万の最大90万円が支援される事業としてあるわけですが、これは、今回準備されているというものは、この事業とは全く違う性格のもので、内容をもう少し詳しく教えてください。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

既存の、今、ご指摘のありました若者住まい空き家の補助金につきましては、若者移住の方が該当になりますので、若者というのは30代まで。それから、移住者は県外からの移住者ということになりますので、地域おこし協力隊は既に平泉町民でありますから、これは対象外となります。

そういった意味で、地域おこし協力隊が任期満了後も引き続き住まいを確保するためには、同様の補助を実施をする必要があるということで、国のほうでも報酬等と同じようにこの空き家改修補助についても特別交付税措置がございまして、当町では、要綱がまだございませんから、といいますのも、今回卒業した方がおりましたが意向を確認したところ、まだ、そこを考えていないということでしたので、今年度中にはまずは要綱を整備し、そして、具体の活用例が出てくるような状況であれば、予算化もしてということになります。

ほかの例を見ますと、様々なのですが、2分の1であったり、3分の2であったり、必ず上限を設けているというふうなことがございまして、まだ申し上げられませんが、ほかの例も参考にしながら、先ほど90万というお話がありましたが、これと同規模になろうかなというふうには考えています。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

それから、また、空き家について再度お伺いしますが、この令和6年の9月会議で質問をしておりますが、定住して農業に従事をしたいという隊員がいらっしゃった場合、もしくは促進するためにそういった方面を農地付の空き家をバンク登録するためには、農業委員会と協議をしながら検討したいというふうな答弁をされたというふうに記憶をしておりますが、進捗等があれば伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

ワンストップで空き家バンクに申し込んで、農地付の空き家を一括して申し込んで一括して契約ができるかというふうになると、そこは、様々な法律がございまして、農地につきましては当然農業委員会の、それから、農振除外、農地転用、これも含めた手続きは当然必要になりますので、あくまで空き家バンクにおいて農地を活用することができますよという周知はできますが、ワンセットで売り出す、ワンセットで買っていただくということは、そこは難しいと思いますけれども、セットにしてお出しすることによって、手続はばらばらですけれども、そういう活用ができるということで検討はしてございます。

あとは、先ほどの千葉議員のお話しの中で、空き店舗のお話もありましたが、今度は空き店舗を活用する方もいらっしゃいますので、空き店舗バンクもやっぱり同じようなところで見ら

れるように、空き家を活用して店舗にする方もいらっしゃるから、そこも一体的にワンストップというのは、画面上ではワンストップで見られる、手続はばらばらでございますが、そこを明確に説明した上で、ここは農地も活用できますというふうな周知については、やっていきたいなというふうには思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、農産物、特産品を開発する隊員というものの、契約満了後の仕事の在り方ということについても、それへの有効的なものであると思われるから、ワンセットで提供できるようなスタイルを継続して検討いただきたいというふうに思います。

それから、任期終了後の起業について伺いますが、要件として1人以上の新規雇用、または、事業承継の場合は、既存の雇用数の確保というのが要件になるわけですが、現況と申しますか来年度任期満了となる隊員のその後の活動予定の内容について、把握している範囲でお知らせください。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

来年度の任期満了というのは、今年度3年目を迎えている隊員ということでよろしいでしょうか。

今年度3年目の隊員につきましては、既にお一人が起業してございます。それから、もうお一方も起業予定でございます。2名は起業をするということになってございますので、その方々は、既に整備している起業事業承継補助金などを活用し、平泉町での継続の活動を模索をしていくということになろうかと思えます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

それは、1年間に200万だったですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

正式には、平泉町地域おこし協力隊起業事業承継支援補助金ということで、10分の10、上限100万円となっております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今後も新規に募集する場合の契約形態、本町では会計年度任用職員としては契約をしていな

いわけですが、今後雇用することは検討されますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

様々なプロジェクト、町の業務の中で、会計年度任用職員、要するに一応公務員として携わったほうが効果が上がるというふうなものが生まれて来れば選択肢としてはあろうかというふうに思いますが、先ほども申し上げましたとおり会計年度任用職員の場合は、ご自分でその間起業の準備ができないということに、副業ができませんので、そうなるとなかなか3年後の道筋がつけづらいのかなというふうには認識しています。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今度は、任期の満了後に会計年度任用職員としてその業種によってなのですが、雇用する可能性というのはどうですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

その場合であっても、既に起業されている方などにつきましては、会計年度任用職員になることによって、そちらの自分で起こした事業に従事がなかなかできないという状況であったりということもございますので、現在は、今年度から活用しております、会計年度ではなくて集落支援員制度であったり、それから、総務省の別の地域プロジェクトマネージャーであったり、あとは、今年度から新たに整備をされて、これも満額地方交付税措置されますが、ふるさと住民登録が始まりますので、こういったコーディネーターについても措置ができますので、有用な人材については、そういった制度の活用も含めて平泉町に定着を図るような支援をしてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

任期延長について伺いますが、今年度から最大5年に延長が認められるわけですが、その要件が、1つが地場産業への従事と継続性、2つ目が雇用の創出維持、3つ目が活動地での定住という3つの要件が必要なわけではありますが、任期满了までの3か月前に総務省のほうに書類を提出しなければいけないわけでもありますけれども、この延長を希望する隊員の動向について、もし分かるものがあればお示しをいただきたいのと、一問一答でしたね、それをお願いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今年度から制度が始まりまして、平泉町でも初めて卒隊者、任期満了を迎える方が出るというタイミングで、様々国から情報を収集していたのですが、できれば今年度ぐらいから延長できないかなと思っていたのですが、なかなかそうした情報、そして、任期延長できるまでの準備ができませんでしたので、今回は見送りをさせていただきました。次の卒業、任期満了を迎える方の中で該当ができるかどうかというのは、今後、精査はしなければいけませんが、基本的には隊員からの申し出によって今後の活動計画を提出いただいて、先ほど議員がおっしゃりました、ご指摘をいただきました必要な地場産業、それから、雇用関係とか、こういった資料をしっかりと計画をいただいて、最終的には国には出しますが、町で判断をするということになります。

ということで、申請といいますか地域おこし協力隊から申し出があればストレートになるというものではなくて、しっかり町において総合計画等にも位置づけるということになりますから、町として実施を将来像を掲げている総合計画の実現に向けてこの活動が有効であるといった判断はやっぱり必要になってくると思います。

ですので、国からはまだ来ただけこの制度でありますので、今後隊員にはこれを周知をいたしまして、3か月前には必要ですよというのは当然周知をいたしますが、先ほど申し上げましたとおり、判断はしっかり町のほうで行って行きたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひその延長要件の計画内容、申し出をする隊員の計画内容については、きっちり吟味をした上で受け入れていただきたい、そのように思います。

本町の地域創生の効果の検証について答弁をいただきましたが、町の総合計画との整合性はどうかであったのか、それから、そしてそれは継続できるのか、活動報告から見えたものについての見解といいますかどんなものが見えたか伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

効果につきましては、先ほど町長の答弁の中にもありました、これまでになかった活動がほとんどであると思います。自ら実行していくという事業、そして、様々な取り組みを行っていくという部分については、全く新しいものが生まれたろうというふうに思います。

これが3年でしっかりしたものというのは、なかなかやっぱり難しいというふうには思っております、3年間の準備を経て、起業し、そして、しっかりと軌道に乗せ行くというのは今後になろうかと思いますが、そういった活動、それまでの取り組みがなかったところに新たな取り組みが生まれている、そして、やっぱり1つの課題は、そこに町民の方がどう関わっているのかというところが一番大きな課題だと思いますので、今回の報告会は非常によい機会だったなというふうに思います。

私も直接お話なんかも聞いたのですが、こういうことをしているということは分からなかったという方も結構いらっしゃるし、素晴らしい活動だったね、そのためにはやはり活動レポートなども含めて町民の皆様に周知し、そして、隊員からもやっぱり活動への参加をしっかりと促していくというふうな取り組みもやっていこうということで、今、毎月隊員それぞれと面談をしておりますが、そういった活動に今年度しっかりと取り組んでいこうということでやってございます。

総合計画との整合ということですが、なかなか一言では難しいわけですが、やっぱりこれまでの町の取り組み、町だけが取り組んでいくということではなかなか進まない課題もございますので、そういった町と民間の力、これが連携できる受皿、まさに受皿になると思いますが、そういったものが点として今はございます。そして、これを今後はOB会もつくるという答弁もさせていただきましたが、OB会、OG会の中でそれぞれの隊員が任期後起こした起業した事業、恐らく横のつながり、現在の隊員でもあるのですけれども、こことここが組めばさらに相乗効果が上がるなというものもございまして、そういった横のつながりなども含めながら、民間で取り組む、そして、町の総合計画に向かっていくものとの整合を図っていくということでは、新たなスタートの段階を迎えたのではないかなというふうに評価をしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今まで平泉になかったイベントだとか、それから、隊員が自分のやりたいことをやれるだけということではなくて、やっぱり地域が必要としていることが可視化された取り組みになるように、ミッションとは言いませんが、やはり業務委託方針を明確に示すことを、私は必要だと思います。

地域おこし協力隊の制度は、この地方への移住の強力なきっかけにはなりますけれども、やっぱり協力隊とは自治体とのマッチングが成功の鍵を握るのだと思います。任期中の隊員が孤立しないようにサポートされて、任期終了後のやはりキャリアパスが具体的に明示される、それが協力隊に選ばれる自治体になるのではないかなということだけ申し上げておきます。

公社設立の可能性について伺ってまいりますが、以前の質問の中で、西和賀町が農産物などの販売促進先としてユキノチカラというブランドを創造して、町の農業振興を図っていることを紹介しました。特にも西わらびが令和6年1月29日、国の地理的表示、いわゆるGIに登録されております。

令和6年9月会議一般質問でも申し上げましたが、東稲山麓地域日本農業遺産を持つ平泉にありましては、地域の伝統と特性を有する農産物は、農業遺産に認定される主因になったやっぱり米であると思うのです。東稲山麓地域の農地を継続して耕作し、その景観を後世に継承させるためにも、山麓地域棚田の米を平場米と差別化し、東稲山、東稲山麓西日米または西行桜米とか、ブランド化を図ってGI登録を目指す取り組みをすべきと考えるものであります。

令和6年の9月会議の答弁では、ブランド化に向けて東稲山麓地域農業遺産推進協議会で本格的に検討するというふうに農林課長が言われましたが、その後、進捗についてどのようなことになっているか伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

令和6年度の会議においてそういう答弁をしましたけれども、現在のところ特定の品目をG I登録をするのだというようなところまでには至っておりません。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

G I登録は、これ個人ではできないので、西和賀町の産業公社を見習って、地域の農業振興と知名度のアップ、ひいてはふるさと納税の獲得増に向けた取り組みとしても、こうした設立は検討していただきたい、そのようなふうに思っております。

以前の総務課長の答弁を拾ってみると、農業の振興であるとか観光産業の振興といったところに深く関わるので関係課と連携しながら推進を図ると言われておりました。このふるさと納税に関するものです。

進捗、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

ふるさと納税の新たな返礼品開発につきましては、これまでも今も、議員がおっしゃられたとおり、農業関係者、生産者あるいは事業者の皆様と勉強会をする機会等を設けまして様々な意見交換をする中で、地域おこし協力隊の皆様とも意見交換などもしまして、平泉町を応援してもらうところに、さらに魅力的な返礼品を開発するということで、農産物等も平泉町の主要な産業でございますので、あるいは観光産業とも結びつけながら総合的な検討は行っておりまして、ただ、あくまでも産業開発公社というところを目指すということではなくて、まず既存のいろんな団体、仕組みの中でそういった返礼品開発も検討しておりますので、ただ、まだなかなかいろんな諸条件等もありまして、返礼品が新たに農業関係の分で出されているかと言えばまだ検討段階というか取り組み段階でございます。

ですので、さらに今回もいろいろご提案いただきましたけれども、改めて商工関係者と農業関係者も含めて関係課とまずは内部検討を行った上で、いろんな関係者とも意見交換をしながら新たなブランド化、返礼品開発については引き続き取り組みを強化してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

公社設立という研究をされることのメリットといいますか、やはり町の特産品の開発に携わっている地域おこし協力隊の任期満了後の受皿としても、そういったものがあれば、その隊員の民間での経験値やスキルが活かされ、また、生活のある程度の保障があるとなればモチベーションが継続されて取り組みが期待できると思われま

す。町内の若者の雇用の場としてもそのことは有効であって、人口減少に対する歯止め策としても大いに研究をしていただきたい、そのようなことで提案したものであります。

幸いにも、答弁の中で、可能性について調査、研究をしまいるというふうに言われておりますので、また、機会を見てその進捗についてはお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

最後に、子どもへの防災教育について伺います。

避難訓練で広く使われている標語にオカシモという、「押さない」「駆けない」「しゃべらない」「戻らない」というのがあります。現在、町内で行われている避難訓練の際、使用している標語があれば伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋教育次長。

教育次長（高橋国博君）

町内の学校の避難訓練におきましては、今、ありましたオカシモ、もしくは、オハシモといった標語を活用して基本的な避難行動を児童生徒に分かりやすく徹底しながら訓練しているといったところでございます。

また、訓練の際には、実際の災害を想定した避難経路の確認、あるいはその行動がなぜ必要なのかということを理解させた上で有効性のある訓練となるようにしているといったところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

文部科学省の手引きには、この標語や防御のポーズ自体が避難訓練の目的にならないように注意しなさいというふうなうたっているわけでありま

す。この保育園、月1回の避難訓練が義務づけられておるわけですが、答弁の中にありました昨年の地震を想定した二葉きらり園、長島こども園の訓練の様子について伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉二葉きらり園長。

二葉きらり園長（千葉真由美君）

両施設の避難訓練についてお話ししたいと思います。

両施設とも月1回の避難訓練を行っております。

その際には、火災、地震、土砂災害など様々な災害を想定して避難訓練を行っております。

その際には消火訓練も毎月行っております。そのうち総合訓練を含めた2回の訓練の際には通報訓練も行っており、消防署からの指導も受けております。そのほかにも不審者対応の避難行動訓練とか、それから、警察署からの防犯教室とかそういう訓練も、教室なども行っております。

災害時の状況を判断して避難するのが園児はちょっと難しい点もありますが、災害時の際のサイレンの恐怖とかそういうのを和らげるために、非常ベルはみんなの命を守るベルだよというような形で話をしたり、乳児施設のほうではオハシモチという形で「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」「近づかない」ということで指導をしていますし、そのときに避難のときの約束として教えています。そのほかにも保育者の指示や放送をしっかり聞いて安全に避難する習慣を身につけられるように、ハンカチで口を覆うとか早歩きなどの命を守る方法を繰り返し指導することで、命を守るための安全な行動を身につけられるようにしておりますし、職員の対応が一番大きな役割、責任を果たすかというところで、遊び時間、午睡時間、それから、放送が使えない、職員にも知らせずになど様々な場面を想定して、冷静に対応できるような体制と臨機応変な判断力を身につけられるようにと日々訓練を重ねております。

今後様々な場面を想定して園全体の防災意識を高めていきたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

地震を想定した訓練で、園児たちにさあ逃げろと言って園児たちが防御するポーズは、どういうポーズですか。

議 長（高橋拓生君）

菊地長島こども園長。

長島こども園長（菊地広美君）

両園とも、地震による避難訓練の際には、頭部を守るためのダンゴムシのポーズを取り、揺れが収まってから避難場所へ移動する訓練を行っております。災害時に取るべき行動が園児に伝わるよう、また、災害時に職員が落ち着いて誘導できるよう繰り返し訓練を行っております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

このダンゴムシのポーズは、もう古いと言われております。

平成23年の東日本大震災のときに、全国に広まったというふうに言われておるわけですが、このポーズの危険性として、重要な脊髄がむき出しになってしまう、こうなので、背中に落下物があっても気づかない、よけられない。それから、子どもの小さい手で自分の頭を守ることは不可能である。周囲が見えない。こうしたことから、時代遅れのダンゴムシというのだそう

です。

今の避難訓練ではもうガラパゴス化しているというふうに言われております。今の主流はカエルのポーズだそうです。このカエルのポーズですと周りが見えるという、顔を上げて視界が確保できて落下物の危険な物を見ることができる、揺れても姿勢が安定する、そういうこと。ただ、本当の幼児だと、なかなかその姿勢が取りづらいということもあるのだそうですが、ぜひダンゴムシはもう古いんだということを認識を持って、新たなカエルのポーズが主流になっているからです、ぜひ保育園のほうではこども園のほうでは取り入れていただきたい、そのように思います。

緊急地震速報の警報音が流れた場合、児童たちがどこに向かうのか、体育館でダンゴムシになるのか、また、教室の机の下にもぐるのか、そして、そこは安全なのかというのを瞬時に子どもたちが判断するのは不可能であります。避難の画一的行動の危険性を教えて、状況に応じた避難の訓練は、第一に自分自身を守るという主体性を高める指導が大切だというふうに言われます。

常日頃児童には、もし大地震が起きたらどう行動するという問いかけを行って、危険性の高いと想定される箇所の判断とどこに避難するのか臨機応変に対応できる訓練が重要であると思います。

最後になりますが、元消防職員で保育士資格を持つ保育の寺子屋代表の藤實智子さんという方がいらっしゃいますが、避難訓練の現状に危機感を持つ保育士10人で考えた新たな標語キミトカニ、「聞く」「見る」「止まる」「考える」「逃げる」の普及に取り組んでおられます。この標語の活用と主体性を持った訓練の在り方を模索されますよう求めて、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時54分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告3番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

通告3番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

3つの項目について質問をいたします。

まず、項目の一つは、「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方

公務員の兼業の特例に関する法律案」について伺います。

現在、国会で審議されている同本案は、予備自衛官である職員に特例を与え、また、任命権者である省庁などの許可を不要とする内容です。本町における予備自衛官等の対象職員の現状と法案成立における今後の職員の服務管理や人事への影響について伺います。

項目の2つ目は、町の文化財、遺物や民具等の保存と活用について伺います。

文化遺産センターには多くの文化財、遺物、民具等が保存されています。一方で増え続けるそれらの保存と管理が課題であり、同時にその活用が課題であると考えます。

町が保存、管理している文化財について、保存、保管及び活用など今日抱える課題の解決にどのように向かい合うのか伺います。

項目の3つ目は、長島地域への農業遺産のガイダンス施設の検討について伺います。

東稲山山麓地域が日本農業遺産に認定されたことを受け、文化遺産センターで保存、管理している民具等も活用し、「農業遺産のガイダンス施設」等の設置を検討してもいいのではないかと、考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

2番の町の文化財に関する質問については、この後、教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

まず、初めに、「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案」についてのご質問がありました。

本法案は、国の防衛や大規模災害対応など、予備自衛官等の職務が有する公共性に鑑み、公務員がその職務を円滑に遂行できるよう必要な環境整備を図るものと承知しております。

まず、本町の現状であります。現在、予備自衛官等に任用されている職員はおりません。法案成立後の服務管理につきましては、従来の兼業許可に代わり任命権者による承認制度が設けられますが、制度の趣旨を踏まえ職員の服務状況を適切に把握し、必要な業務調整を行うことで住民サービスに支障が生じないよう対応してまいります。

また、人事上の取扱いにつきましては、予備自衛官等の職務の重要性を十分に尊重し、その職務に従事していることのみを理由として採用、配置、承認、人事評価等において不利益な取扱いを行うことはございません。

一方で、町には行政サービスを安定的かつ継続的に提供する責務がありますので、特定の職員が不在となる場合の影響にも留意しながら公平・公正な人事管理と円滑な業務執行の両立を図ってまいります。

今後は、国から示される政令や通知等を確認し、服務規程の整備、職員への周知、給与・休暇等の取扱いについて、適切に整理を進めてまいります。本町といたしましては、予備自衛官

等の職務の重要性に配慮しつつ、調整の安定的な運営と住民サービスの確保に努めてまいります。

続いて、長島地域の農業遺産のガイダンス施設設置の検討についてのご質問がありました。

東稲山麓地域は、個人による農地の分散所有と地域の共同組織による共有林やため池、水路の管理が伝統的に行われてきたことで、災害に対する高いレジリエンスを持った土地利用システムが300年前から受け継がれてきたことが評価され、令和5年1月に東稲山麓地域の災害リスク分散型土地利用システムとして日本農業遺産に認定されました。

これまでは、一関市、奥州市、岩手県、当町、地域内の関係団体で構成している東稲山麓地域農業遺産推進協議会が中心となり、シンポジウムや地域活性化フォーラム、出前講座や地域勉強会などの開催による認定内容の理解促進の取り組みや各市町のイベント等への出展やSNSによる情報発信などによる周知など当地方の農林業システムについて理解を深め、維持・保全をしていこうとする機運の醸成を図っているところであります。

また、活性化や保全を推進する目的に地域の皆様が主体的に取り組む事業に対し、地域活性化応援事業により支援を行い、関係人口・交流人口の拡大にも努めております。

ご質問のありました民具などを活用した農業遺産のガイダンス施設の設置の検討につきましては、設置場所や維持管理費、協議会活動との関連や位置づけも含め、様々な課題があると認識しております。今後、東稲山麓地域農業遺産推進協議会の中で先進事例を研究するなど、情報を共有してまいります。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えいたします。

町の文化財、遺物や民具等の保存と活用についてのご質問がありました。

近年増え続ける文化財などの保存、保管の課題がメディア報道されておりますが、文化遺産センターでも多くの文化財、遺物、民具等の保存、保管を行っております。現在の保管状況は、保管数や保管スペースなどの状況を適切に把握しながら廃棄を伴わない整理や保管方法の工夫により保管スペースの確保を図りながら適切な保管に努めているため、直ちに保管場所がなくなってしまうといった状況にはなっておりません。

しかしながら、今後さらに発掘による遺物や民具などが増えて行くことが予想され、将来的には保存、保管スペースは課題となることから、整理における優先順位の設定や、保管場所の基準など、省スペースでの効率的かつ効果的な保管や保存方法を模索してまいります。

次に、その活用につきましては、当センター内や平泉町芸術文化祭などでの現物展示を基本としつつ、普段触れることができない重要文化財等においては、立体映像化による3Dでの紹介などを取り入れながら、多くの方々に文化財の魅力と平泉の歴史の一遍を感じていただけるよう工夫してまいります。

また、民具等につきましては、小中学校の学習等でも活用できるよう貸出しを行ったり、見学を受け入れたりしながら、郷土の歴史や文化について関心を持たせていけるような活用方法を考えてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

まず、この「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案」ですが、5月19日に衆議院本会議で可決されて、参議院に送付され、1日、参議院の外交防衛委員会に付託をされました。

衆議院では、与党のほかに中道、国民、参政、みらいも賛成していることから、参議院でも成立するものと考えられます。成立すれば、法に基づいた対応が実際には求められることになります。国の法律だということではありますけれども、しかし、重大な問題があると考えerわけです。

ただ、現在、答弁にあったように、予備自衛官等に任用されている職員はいないというように私も認識していますから、この点では対応する状況は今すぐ生じるということではないと思います。しかし、予備自衛官補という全くの未経験者、その方を招集というか集めて、訓練する仕組みがあります。今後、国から自治体に対して予備自衛官補などの派遣、あるいは応募、こうしたことを募っていく、要請等が強まる、ある意味圧力ということもかかり得るのかなと私は考えるわけです。

そこで、まずこの同法律の何が変わるかという部分なのですが、職員に対して今のところは町長なりが許可をする兼業ですが、1つは兼業の許可の問題。勤務時間中に招集に応じる場合の職務専念義務の免除、職務専念の義務。それから、訓練に応じた場合の給与の問題、大体3つなのです。それで、言わば一度ご本人が登録していれば、その許可さえもらえば招集を受けた場合でも、今度は許可がいらぬ。首長なりのそういった職務専念しろということではなくていいということなのです。それから、給与の面では、今では多分時間ごとに、ここと言えば役場を離れて自衛隊のほうの訓練なんかに行けば、その分の賃金はカットされると。それが、今度はなくなって当たり前に出るというふうになります。これも全自衛隊、あるいは予備自衛官だけが特別優遇されることになる。これはこれで問題だと思うのですが、今日は、その免除の問題などに関わって質問したいと思います。

そこで、まず最初は、地方公務員法第35条の内容、この点についてどういう内容か伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

ご質問の地方公務員法第35条は、今のご質問を踏まえて、職員の職務専念義務を定めた規定

でありまして、職員は原則として勤務時間中、町の職務に専念しなければならないものとされておるところでございまして、職員服務規程等も平泉町としては定めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでも一つです。

今日の主題にも関わる、まず、地方公務員法の今度は6条です。地方公務員法6条について、内容をまず示していただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

地方公務員法第6条におきましては、任命権者が職員の任命、休職、免職、懲戒などの人事権を持つとされておりますので、平泉町においては、一般行政職員については町長が任命権者として人事管理を行っておるというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それで、何が問題かということなのです。

それで、今、35条。ここでは答弁の中で、公務員というのは勤務時間の全て、注意力の全てを与えられた責任ある仕事にのみ従事する、簡単に言えばそういう内容で、職員の服務規程。

そして、任命権者、6条のほうではそこに休職、免職、休んだりとかそういうときでも一時的にこれは自衛隊に行くという話なのですが、そのときにそちらに行ってもいいよというところを首長が、権限者が決めるということが6条、そして、35条の内容です。

ところが、この法律が決まりますと、繁忙期とか災害時こういった業務に支障が、自治体、町としてある場合でも、任命権者が首長なりが職務の離脱、とにかく今、忙しくて大変なのだとということで離脱を制限することができないということになるわけです。

今、住民の福祉の増進を図るという地方自治体の基本的な任務、また、地域住民の生活を支え、安全で快適な暮らしを守るという地方公務員の任務を果たせなくなる心配があるわけです、そういうふうになると。さらには、もう少し言えば、地域における行政を自主的、総合的に実施するという憲法上の役割、地方自治体に課せられた役割が果たせない恐れがあるわけです。

当町では、午前中の議論にもありました、税務行政の誤りの問題でありましたけれども、大きな要因として慢性的な人手不足というのも表にあったと思います。これは、3月の議会でも5月会議でも私も話しましたが、いろんなこの国の交付制度の取り組みの中で、全国にはやっぱり多くの市町村がいろんな誤りを。その中で、その原因として何かというと、やはり税務行政の中で、職員不足というのを第一に挙げていたわけです。そういう点では、やはり、

こうしたこの法律によってこの町の経験、この間の取り組みの中でもあった課題、こういう中で、業務に支障があっても予備自衛官等の業務を優先させる、こういうことになれば、やっぱりこれは支障を来す。住民の暮らしの安定とか住民サービスが後退せざるを得ないということがあるのです。

そして、さっき庁内には今、そういう対象がいらないということなのですが、予備自衛官だった方に聞きましたが、やはり公務員、役所の仕事が忙しいからこの予備自衛官を辞めたという話も聞きました。つまり、予備自衛官の任務に就けば、役所、自治体の仕事に影響があるということ、そういうことでもあるわけです。

最初の答弁の中で、必要な業務の調整を行う住民サービスに支障がないように対応するとありましたけれども、そもそも人手が足りないし、足りなくなるわけです。この間、自治体では限界まで人員が削減され、職場に余裕がなくなり、公共を支える体制が脆弱になった、東日本大震災の話も午前中もしました。ですから、この法案というのは、勤務時間中に招集に応じる場合の職務専念義務の免除ですから、どうしてもそういったところにノーと言えなくなってしまうということなのです。最初の答弁でいいますと、国がそういうことであれば、確かに住民サービスに支障が生じないよう人事面の配慮、通知等を確認して服務規程の整備、職員への周知云々とありましたけれども、ただ、こうなると、国の言い分にそのまま従ってしまうということになるのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まず、論点を整理させていただきますけれども、町長が、先ほどの許可が不要になるということで、言うなれば許可なく訓練等に参加できるようになるというようなご指摘がございましたけれども、あくまでも今回は、予備自衛官等の職務の公共性に鑑みまして、特例的な手続が設けられるものというふうに承知してございます。それはつまり、任命権者による承認手続があるということでございます。したがって、あらかじめ例えば訓練とか災害対応の招集については、急遽であるという可能性が高いわけですが、こちらのほうにあらかじめ本人のほうに通知が来て、町長の承認を受けてからそういう職務専念義務が出されるという、そういうような流れとなっているということをまず確認させていただきたいものと、さらに、地方公務員法の第35条については、職務専念義務の例外が定められておりまして、法律または条令に特別の定めがある場合というふうになって今回は、この法律による特別の定めとなるというふうに理解してございます。

先ほど来申し上げていますが、町としては、法案の是非そのものについては国会に審議される事項であるというふうなことでございますから、成立した場合には地方公務員法と、それから、特例法の双方を踏まえまして、町の服務管理、業務継続、災害対応態勢に支障が生じないように適切に対応することが必要であるというふうに考えてございます。

議員が今、おっしゃられたとおり例えば災害時の話であります。平泉町で災害が発生しまし

た、東北地域で災害が発生して、例えば予備自衛官に任用されている方が派遣要請があった場合、どちらを優先するかといったようなそういった懸念もあろうかと思います。

こういう内容につきましては、今後の国の政令、通達等で確認できるものというふうに思われます。したがって、そういったところを注視しながら、必要な体制を町長答弁にございましたけれども、例規の整備であったり、職員への周知であったり、具体的には承認の手続きをどのようにするかといったようなそういったことも検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今、総務課長答弁しましたけれども、地方公務員法第35条です。最初は、前段、職員は法律または条例に特別の定めがある場合を除くとちゃんと書いてあります。私言いませんでしたけれども。

ただ、そうなのですが、防衛省が今年4月に出したこの新規立法なのですけれども、今のこの予備自衛官の特例法です。やっぱりそこには、現状は、所轄庁の長が、国家公務員、地方公務員ですから、職務専念義務の免除の可否を判断とあるのです。一方、今度の法律が通ると、職務専念義務は免除とするとちゃんと書いてあるわけです。だから、これは国としてはこの法律の立てつけはそういうことになるということだと思ふのです。

それで、いろいろ国の法律の問題ではないかとか、三枚山、何大きなことを言っているのだということかもしれませんけれども、今法案なのですけれども、目的、予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するためとなっています。いわゆる自衛官、自衛隊員を増やすということになりました。今、ずっと言われてきました充足率が足りない、定員もこの間、実は下がってきたのです。正規の自衛隊員が89.1%、9割をとうとう切ったというふうに。それから、予備自衛官が7割。即応自衛官が5割というふうにもう減っている。もっと若い隊員が実は少ない。

だから、経験がなくても何が何でも増やしたいということで、こういった枠を広げる、あるいは地方自治体、国家公務員に対して集めるための手だてということになると私は思うわけです。

自衛隊の階級ですけれども、幹部、准尉、曹、そして、一番下が士と言っているわけです。ここが一番少ないのです。若い人たち。士というのは兵士の士ですけれども、この人たちは戦争の最前線に立つ人であります。その士というのは3万人ぐらいいるのだそうです。ただ、その3分の1、1万2,000人というのは任期制の人、勉強しながら、全然ゼロのところから勉強しながらやっていこうという人です。だから、今、言わば戦争ということを頭に浮かべれば、まさにそういう戦う、戦争をしたい人なのでしょう、私から言わせれば。やっぱりそういう状況がない、やっぱり集めなければいけないということが、実際、その準備が急速に進んでいることに私は驚きました。

防衛省は、宮古島、石垣島、与那国が戦争の最前線になるというふうに想定して、練習もし

て訓練もしています。野戦病院での治療、那覇の自衛隊病院から、そして、本土、九州とかに送ってくると横須賀と甲府ということで実際、今の計画では長野の自衛隊病院は今、50床から4倍の200床に増やす、病棟も建て替える、麻酔科と精神科、心的外傷後ストレス障害ですかPTSDですか、そういったことも対応できるようにということです。

それから、多数の戦死者を想定しての訓練も今、始まっていました。実は、全日本葬祭業協同連組合、全葬連というのだそうですが、そこと陸上自衛隊が協定を結んでいました。これ先月31日明らかになったことであります。台湾有事の際、高市首相の発言です、これが前提です。そして、納体袋、遺体を入れる袋、棺、ご霊前の確保、ご遺体の安置、保管、搬送、運んだりする。それから、損傷が著しい遺体の場合にはいわゆる修復が必要だと。それ家族への対応も必要だということで葬儀業者業界とやっている。

なぜかと言えば、東日本大震災で東北のこういった業界の方々がいちいち苦労されたその経験をこれに活かそうということで、この自衛隊の東北方面隊と特別の協定を結んでいる。だからこれは、絵空事でも何でもなくて、実は、政府としては継戦能力、戦争を続ける能力、これが弱いということも前の前の首相が言っていました。それで、こういったことでいろいろやる。

その葬儀業界との関係では、やはり戦意が下がると困るということで、いろんなセレモニーも準備している。むしろお国のためだというようなことで推進していこうという準備もされているというわけであります。

ですから、やっぱりそういったことを、こういった点ではやっぱり憲法、地方自治体というのがちゃんと憲法に何で書き込まれたかというところで、やはり戦争を止めて行くという点では地方自治体の役割も大きいのだと思うわけです。

大事なのはここなのです。

一応は法の盾では、何の権限もなく市町村と、国が一方的ということではあります。

ただ、衆議院の安全保障委員会で小泉防衛大臣は、職務権限の制限ではないかという指摘に対して、任命権者の権限を制限するという認識はないとも答弁をいたしました。これは、さらに質問で公務員制度の土台を理解しない答弁だとの指摘を受け、小泉大臣は、調整の上、招集するとも答弁しました。調整ということを言い、これ委員会答弁ですけども重大な答弁です。

ですから、自治体の認識と対応が重要だと思うわけです。しっかりと同法の改正、あるいは国会での答弁も見ながらやっぱり地方自治の精神で対応を求めたいというふうに思います。

それで、これ最後になるのですけれども、地方自治を守ると。それに対しても憲法の立場で駄目なものは駄目というふうにちゃんと言うべきだと思うのですが、そういった対応はできるのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

あくまでも自治体の対応といたしましては、先ほど来いろんな課題が想定されることへの対策は、こちらになろうかというふうに思います。

したがいまして、先ほど、例えば災害発生時に町の対応と、それから、国の対応どちらが優先されるのかというようなことについても、どちらかというのは、現段階では断言はできないわけですから、むしろそれに対する対策をどうするか、想定を踏まえて態勢を取っていかねなければならないということです。

つまりは、対象職員が生じた場合どうするかということでもありますから、災害対応ということでお話し申し上げますと、平時から非常配備計画とか業務継続計画との整合性を図りまして、そういう該当する職員が不在となる場合の代替要員とか、応援体制、連絡体制をあらかじめ整理しておくことが必要であるというふうに考えております。

特に、職務の専門性の高い保健師とか、あとは土木技師、それから、防災担当はもちろんのこと情報システムの担当者、こちらの方がいきなり不在になると混乱を生じてしまうような場合もありますので、そういった職員がもし対象となる職員となるということが分かった時点で個別にその影響を確認いたしまして、町の災害対応に支障が生じないように備えるということが重要であるということで考えておりまして、この法案自体に町として意見を述べるというようなことは適切ではないというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

小泉大臣がこの法案を提出するときに記者会見をしておりました。

それで、その記事を見て、これは徴兵制の前兆だなと私は思ったし、実は民間に対しても、公務員と同じようにやってくれとそのとき言っています。

ですから、そういうことに広がっていく危険があるなと私は思います。それで、今、土木技師の話がありました。さっき野戦病院沖縄の話をしたましたが、となると、やはり技術が必要になってくる。それから、病院、増強するわけです。実は、この間、普通我々利用する病院は6万床減らすと言っているわけです、国は。一方でこういうことで、戦争に備えた医療施設は拡充していくとなっています。

そうすると、たしか平泉では保健センターの保健師さんというか看護婦資格もあって、6人ぐらいいると思うのです。こども園にいるのだかと思うのですけれども、結局そういう人たちというのはそういう対象になり得ると。今、いないわけですから、自衛隊に。

そういったことも考えて、やはり妄想とかそういうふうに思わないでいただいて、やはり戦争の反省からできたのが今の憲法であって、92条地方自治の本旨、ここをきちんとやっぱりつないでいくということが、戦争を止める力にもなるのだろうというふうに思います。

なお、中央公論とか東洋経済誌なんかでは、やはりこれはおかしいよということも言っている。これは何かというと、経済の面です。軍事資金だけが増えていって、人手が足りないと言って、そんなことをしたら働く人いなくなるのではないかと、極論で言えば、そういうことを言っているということもちよっとお伝えさせていただきたいと思います。

いずれにせよ、そうした地方自治の本旨にのっとって、しっかりと取り組んでいただきたい

ということを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

そして、次は、いわゆる文化財の関係についてです。

実は2つの項目、町長、教育長からそれぞれ答弁をいただきましたが、実は私の質問、問題意識というのは、もともとは遺産センターの文化財、遺物、民具などの保存スペース、あるいは管理、それから、それらの価値です。これを活用して何かできるかできないかということを考えたところがスタートです。

ですから、最初は1つの項目だったわけです。ただ、農業遺産との関係でいろいろ考えて2つの質問になってしまったというわけですから、もしかすると、質問が右に行ったり左に行ったり、答弁者がです、そういうことがあるかもしれませんが、あらかじめ述べておきたいと思います。

まず、最初に、これ遺産センターのほうなのですが、今、手狭ではない、直ちに保管場所がなくなるといえるということはないというふうにありました。今、黄色いプラスチックケースに入っているいろんなものがびっしり入っている。私も見せていただきましたけれども、遺物関係はそのようです。民具は民具で大きいものもあります。

そうすると今、どのぐらいの能力があってどのぐらい埋まっているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

小野寺文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（小野寺崇君）

文化遺産センターで管理している遺物等の現状ということでお話をさせていただきたいと思っています。

実は、令和3年の12月議会でやはり数についてのご質問をいただいた際に、保管箱で7,500箱というような回答をしているところでございます。

現在、今回のご質問にお答えすることで、現状を数えたというか確認しましたところ、約7,800箱ということで、ここ5年間で300箱ほど増加しているという現状でございます。

今までのこの現状を見ると、年間に約60から70箱程度遺物等の保管するものが増えていているという現状でございます。ただ、現状で文化遺産センター、それから、実は借り上げている保管スペースも、旧観月楼でございますが、そちらのほうも確認すると、保管箱では約1万箱程度は現状で保管をできるというふうに試算してございます。

ただ、そのほかに民具等を所蔵しておりまして、現在、台帳で管理している民具等については、407点ほどございます。民具につきましては、完品というか状況も様々で、破損しているものやもしくは一部部品だけが残っているというようなものも保存しているところでございます。

現状については以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

スペース的にはということで、基本的には。ただ、60から70、年間箱が増えるということで、ざっと31年間は大丈夫だということになると思うのです。

ただ、やはり保管庫、保管室ですか、遺産センター3部屋あるのかな、いずれ狭隘といいましかすごく動線が悪いといえますか、それで、保管場所にもよるのですけれども、民具ががらとあったりするという点では、やはり確かにスペースはまだあると言ってもやはりその整理をするなり、何か今あるもの、とりわけ私は民具をどうしたらいいのかなということが大事なかなと思ったのですが、そういう点での整理というのは、保管場所があるとしてもやはりこういった整理というかそういったものは必要なのだと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（小野寺崇君）

議員おっしゃるとおり、整理については必要であるというふうに認識はしておるところでございます。

先ほどの教育長からの答弁でもございましたが、整理における優先順位や保管場所の基準などを内部検討しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

教育長の答弁の中に、廃棄をしない方法という答弁があったと思いますが、非常に大事な点だなと。といいますのは、多分どれだけ教育委員会の方、ご覧になっただろうと思うのですけれども、NHKの番組でした。やはり全国で困っていると。いわゆる民具とかそういったものが増えて。

なるほどなと思ったわけですが、ただ、実は私、渋民の一関の民俗資料館というのが、旧渋民小学校のところにありまして行ってきました。

それで、何を言うかということ、田んぼ。今は乗用田植機ですが、昔、線をばっと引いてやったり、転がすやつなんかもありましたけれども、あそこは赤柴、多分川崎の赤柴だと思うのです、千厩、室根、老松、花泉です、あるいは東山、もちろん大東も、そういったものが同じような農具、民具、集まっているのです。その田植や真っすぐするように線を引くやつが、九つの歯と、十の歯と、十二の歯があるのです。材質も木だったりするのですが。

そのNHKの番組で、同じようなのはいっぱいあるのだけれども、これが、同じようでもここによって地域の文化とかそういうのが分かるのだという趣旨のことを言って。へえと私、思ったわけです。

だから、やっぱり配置によらない、ただ、手狭になってくるというのはこれが課題だと思うのです。だから、農業遺産登録ということになった中で、この民具だけでも、昔の、そういったところだけでも、大東の渋民の民族資料館なのですから、平泉はそういったような廃校

になった学校はないわけですから、そういっただけでも遺産センターのほうの言わば平泉世界遺産に関わる部分と、あるいは民具の部分、これは農業遺産というようなことで、長島地域にそういったものをつくるということで、うまく整合性といいますかつじつまというのも変ですけども、そういうことができるのかなと思ったのですが、農業遺産のガイダンス施設と言いましたけれども、課題というのはどういうことになりますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

まず、農業遺産につきましては、奥州市、一関市、平泉町、それから、岩手県などで構成する協議会のほうで、3市町にまたがるような遺産でございます。そういったところで、設置する場所が平泉長島というようなところのこと自体が、まず、その協議が必要であるだろうということになりますし、それから、農業遺産につきましては、災害に強い土地利用システムというところが認定の大きな部分でございます。

実は、民具については、いろいろと特徴的な民具はあるだろうと思いますが、申請書の中ではそういった部分は申請の内容には含まれていないというようなところで、特徴的な民具のために認定になったというようなところではなくて、あくまでも災害に強い土地利用システムだというのがメインでございますので、そのところは理解いただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

別に農業遺産に関わるでなくてもいいのかなと実は私も思ったのです。ですから、質問通告して、今、農林振興課長答弁あったように、一関、奥州も一緒だよね、平泉の長島に農業遺産のというのはいかないなと率直に思いました。

ですから、そうではなくても、民族資料館的なものでも、なかなか空き家というのはいないかもしれませんが、以前、長島郵便局に旧長島役場の表札、木のあれがあるというのを見ました、実際。そういったこともあるということで、これはお金の問題もある。

例えば、一関で11の民間も含めていわゆる史料館なるものがあって、私の生まれの千厩はたばこの公社があったところ、本当に狭いのですけれども、いろいろな形があります、ただ、人を常時置くというのが、大東、渋民は聞きましたが、ここは市民センターにもなっていますから職員が3人かいて、年間、渋民は小さい村ですから、二千幾らという利用ですから、本当に小さい。ただ、私行ったときに、何故か若い、中国語を話していましたから、赤ちゃんを連れてご夫婦が来ていたのはびっくりして、何でこういう人が来るのかなというのはあれですが。

平泉の世界遺産、そして、今後その農業遺産ということを考えて、やはりそういった以前話しました中村遺跡、縄文の、これは重要文化財になっていると言いましたっけ、旧石器時代の立派なすごい土器があるのです。やっぱりああいうものもあるのだなということがあって、そ

れがそんなことも含めていっぱいある文化財、遺物、遺品、こういうものがやっぱり町民の目にあるいは観光客なんかの目に触れるということは非常に大事だと。学校などでいろいろ持って行って見てもらったりしているそうですけれども、そういったところでいろいろな工夫もしながら、検討していくことはできないかということを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

小野寺平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（小野寺崇君）

展示や活用という話でお話をさせていただくと、先ほど教育長答弁の中にも3Dというようなお話をさせていただいたのですが、普段常時展示できないものや、なかなか重要文化財のほうに入っていてなかなか見ることができないようなものに関して、昨年度立体映像というようなことで3D化したデータ処理をして、現在、空間再編ディスプレイというような形で見ていただくと立体的に拡大ができたり、裏面が見られたりとかというような部分で、現在30点ほどそういった処理を行って展示の工夫をしているところです。

このシステムにつきましては、確認したところ、120点ほどぐらいまではそういった展示が可能な設備ということで、今後そういったものも検討しながらよりよい展示等も行いながら進めていければなというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

この3D、私も見させていただきました。遺産センターにあります、ぜひ皆さんも見たい、やっぱりすごいです、立体に。もちろんつかめることはできないのですが、立体に構造が分かるということですすごいことでありました。

渋民の話をしましたけれども、縄文土器もあそこは展示をしておりました。中村遺跡にもすごいのあるというふうに渋民を見て思いました。

ですから、そういう点では、実物の物を見られるということは非常に大事なことです。長島なり平泉の人たちが自分たちのある意味忘れられたとか、そういった文化なり歴史なりそういうことをひもといていく上でも大事なというふうに思いますので、いずれ、こういったまた提起と言いますけれども、ことも深くいろいろ考えていただければいいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日5日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4 時 4 2 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 三枚山 光 裕

同 真 竈 光 幸